

オットー・フォン・ギールケ『ドイツ団体法論』第一巻(五)

庄子良男訳

C. 自由なアイヌング

第二十六章 自由なアイヌングの始まり

それゆえ封建システムは、その最高度の最盛期の時代においてもまた、決して純粹には貫徹されなかった。すべての権力とすべての権利が上から由来し、神から教皇および皇帝に、そして、これらの者からさまざまな手をとおしてさらに付与されるという理論だけは、いつでも留まった。実際には、ひとは、いつでも導出された権力と並んで固有の権力を、付与された権利と並んで選びとられた権利を、認識した。ヘルシャフトと奉仕が、決して唯一の国家法的諸関係ではなかった。つねに、総有的権利を有するゲノツセンの相互のそして平等な関係が、新たに受け取られまたは形成された。そして、人的な権利と義務の、土地占有と土地隷属性への従属性は、決して一度も「人格に基づく独立の諸関係のためには、もう余地が残されていなかったであろうほどに」最終的にトータルな従属性ではなかった。

しかし、古い民族法的なゲノッセンシャフトも、その模範に従って形成された荘園法的、奉仕法的、および、封建的なゲノッセンシャフトも、封建システムにおいては、ただ下位に位置づけられた地位のみを受け取ったにすぎず、そして、それが時代の意識において形成されたような本来の国家理念とは、何の関わりもたなかった。そのような関わりを獲得するためには、ゲノッセンシャフトは、新たな思想の採用をとおしての若返りが必要とした。その思想とは、封建王政 (Lehnsmarchie) および世界的な教権制度 (世界的な階級秩序 Universalhierarchie) という偉大な諸理念以上に強力であった思想、である。

この思想は見出された。それは「自由なアイヌング〔約定〕」(freie Einung) という思想である。

ゲノッセンシャフトが自然的な共同所属性に、または、一人の主人をとおして与えられた外的な統一体にその存在を負うのではなく、あるいは、そのみにその存在を負うのではなく、その被結合性の最終的な根拠を被結合者たちの自由な意思において有すること、「それ」は〈中世の最後の三世紀において、古い生活諸形態が支えを失って崩壊した一方では、下から上へと多くの構成部分をもつ〈民族的な諸団体という〉一つの新建築を創造した〉新たな思想であった。長い間、しかし、その思想が全国民生活を改変しそして支配するその意味について自らを高める以前に、この思想は、より狭いクライスにおいて作用し、そして、〈新時代の先駆者として封建システムを打破した〉目立たない発端からたえず成長する法的構造物を生み出してきていた。

「新たに創造」(neuschaffend) として「組織を変更」(umbildend) という二重の方法ですでに、アイヌングの思想 (Einungsgedanke) は、力強く自らを示していた。前者は、その思想が自然のゲノッセンシャフトまたは意思に基づくゲノッセンシャフトを生命へと呼び出したことによって、後者は、自然のまたは所与の諸団体の本質をより古い原則とのその融合をとおして変化させることによって、発展のその後の経過においては、

二つの団体グループ (Verinsgruppen) が鋭く分かれた。すなわち、その一方においては、自由な意思が（それをとおして初めて惹起された）結合の唯一の基礎であり、それに対して他方においては、結合の実在または非実在が結合された人々の自由意思から独立しており、そして、むしろ結合の外にある——自然的な必然性であれ、より高度の意思であれ——何ものかをとおして決定されるが、しかし特別の法的形式およびそれによって法的実在の可能性は自由意思から導かれるのである。もともとは二つの団体グループの境界は浮動的であり、そして、大なり小なりの程度において中世全体をとおしてあり続けた。しかしそれでもやはり、初めから（これらのグループのそれぞれがプロトタイプ〔典型〕とみなされ、そして形成場所とみなされなければならない）二つのゲノッセンシャフト形態が存在したのである。自由意思によるゲノッセンシャフトという単純な形式の代わりに、この立場は疑いなく古いゲルマンの「ギルド制度」(Gildenwesen) を取り入れていた。自然的または所与の基礎を自由に意欲された意識的な形態授与と結合させることは、しかし、〈古いマルクゲマインデ原則の新たなアイヌング原則との融合をとおして、最古のドイツの公共制度 (Gemeinwesen 共同体) およびそれによって同時にドイツ国家およびドイツゲマインデの萌芽となった〉十一世紀と十二世紀の「諸都市」(Städte) において初めて実現された。

それゆえ、先ず最初に前者〔ギルド制度〕の新形成が、その次に後者〔諸都市〕の改変が、取り扱われなければならない。——

最古のゲルマン的な「諸ギルド」の成立と意味は、これまで、まだ完全には明らかにされていない。⁽¹⁾ このことは、いつの日か、困難ではあっても成功することであろう。それらの諸帰結において見過ごしえないのは、〈それまですべての諸ゲマインシャフトをただ自然の産物とのみみなした民族が自己自身から生み出すところの〉最初の自由な連合体 (Association) である！。生成した諸団体 (Veremen) と並ぶ、最初に作られた団体は、民族の生活に

おいては、個々人の生活におけるより以上に、最初の意識的な行為を意味する。しかし個々人の生活において自己意識の成熟が観察から引き出されるように、さらにヨリ高い程度において、民族の意識において新たな理念の成立と成長が引き出されるのである。内的な過程ではなくただ外的な徴表のみを認める我々にとっては、そのような進歩は、何か驚くべきものを保持している。新たなものは、完成してそこにあるのであって、そして、我々は、どこからそれが来るのかを知らないのである。

ギルド制度の成立に関する諸見解は、きわめて対立している。異教的な供犠食事と祝祭的な民族集會に或る人々は結びつき、キリストのおよび教會的な諸制度に他の人々が結びついている。供犠と酒宴の古い異教的慣習と兄弟愛のキリスト教的理念という、二つの共に作用する諸要素の融合から、ヴィルダ (Wilda) は、ギルド制度を出現させている。古い氏族組織の断片を、ジーベル (Sybel) は、ギルドの中に見出しつゝる。ミュンター (Münter) とヴィンツァー (Winzer) は、それらをスカンジナビアの英雄たちの緊密な友好復讐同盟 (Freundschafts = Rachebündnisse) の拡大とみなしている。ハルトヴィツヒ (Hartwig) は、最後に、一つの根からのギルド制度の導出を放棄し、そして、(それらにその後八世紀と九世紀において政治的なギルド諸コルポラチオン (Gildekorporationen) が自由と所有権の維持のために付け加わったところの) 福祉目的と相互扶助の団体を、中世の自由な連合のうちの最古のものとみなしている。

一般に最後にあげられた研究者 (ハルトヴィツヒ) の注意深い研究の (本質的にネガティヴな) 諸帰結に同意されなければならないとしても、それでもやはり、同研究者によつては、さまざまな方法において、そして、さまざまな形式において生じてくる団体の統一的な性格は、あまりにも僅かにしか際立たされておらず、個々のゲノッセンシャフトの特別の目的があまりにも強調され、そして、誤った孤立において把握され、とりわけしかし本来的に

「ゲルマン的な」ギルド制度が、(それがたぶん外形的に結びついたところの)より古い諸制度から、あまりにも僅かにしか区別されていないように思われる。我々が、我々に原典が提供する外的な情報を時代史とのヨリ内的な関連へともたらずことを求めるときは、我々には、以下のような帰結が現れるのである。

もともとは、我々が、後に意思に基づくゲノッセンシャフトによって追求するのを見ることになるすべての目的は、自然に成長したゲノッセンシャフトによって達成された。氏族、隣人関係およびマルク、ガウおよび民族の諸共同体(「ゲマインシャフト」)は、同じ方法において、当事者の政治的、法的、宗教的、慣習的および社交的な諸需要を満足させた。特別の団体の締結への理由は、それゆえ、存在しなかった。時代と共に、しかし、我々が見てきたように、これらのゲノッセンシャフトは、一部は、氏族団体のように解体され、そして、一部は、少なくとも強く動揺させられた。それらのゲノッセンシャフトの中で、そして、それらの上に、(まさに家がその性質上氏族よりもたえず緊密に結合されていたように)〈古いゲノッセンシャフトよりもさらに高い程度において生活全体の共同体を惹起したところの〉家制度の拡大を通して基礎づけられたヘルシャフト諸団体(Herrschaftsverbände)が、現れた。完全自由民がそのゲノッセンのクライスにおいて見出した政治的生活への参加よりも、奉仕団体(Dienstverband)をとおして獲得されなければならなかった政治的生活への参加は、より大きなものとなった。支配者が保証した権利保護は、より確かなそしてより包括的なものとなった。地上的および天上的な臣従主人(Gebotsherr)に集中した宗教的共同団体は、より内的なものとなった。誠実の紐帯(Band der Treue)は、生まれながらのゲノッセンシャフトの紐帯よりも確固たるものとなり、そして、道德的により深いものとなった。主人の宮廷での社交的な交際は、より自由でより容易なものとなった。古い自由の放棄は、主人の自由な選択をとおして、同時に、自由を選び出された自己拘束のために、自然的な束縛の放棄として現れた。そのようにして、至るところ

で、ヘルシャフト団体は、ゲノッセンシャフトが失つた地盤を獲得した。氏族、マルク団体、いやそれどころかガウおよび民族への帰属すら、自由と所有権をもちや十分には保護することができず、それらの構成員をもちや完全にかつ確固として十分に結合することができず、帰依と同盟を求める衝動を必ずしも十分には満足させることができないのに対して、このすべてを主人の自由な選択は充足した。それにもかかわらず、必ずしもあらゆる人が彼の完全な自由を犠牲にすることはできなかった。授手托身行為の過剰は、民族の中に生きる独立と平等を求める自覚の反動を呼び起こした。ひとが一人の主人を自由に選ぶことができたとすれば、ゲノッセン（仲間たち）、友たち、兄弟たちをもまた選び、そして、宣誓をとおして（これが従者と主人を連結し、そして、かつて氏族と民族をもまた連結したのと）類似の方法において、自ら結合するという思想は、自明のものであった。古い氏族ゲノッセンシャフトにおいてもまた、ひとは、それに対して誓約する他国民の受け入れを知っていたし、諸ゲマインデもまた、ゲノッセンでない人々をゲノッセンとすることができた。それゆえ、それだけいっそう容易に、始めは崇拜、利害、社交、慈善の何らかの共同団体をとおしてより近くそしてより頻繁に会合した人々の間にもまた、宣誓または誓約をとおして相互に結合し、ゲノッセンとして緊密にかつ永続的に合一する、という理念が成長することができた。このことがひとたび起きたとすれば、新たに基礎づけられた関係にとつても、当然に、民族法的な諸制度のアナログが、提供されたのである。あるゲノッセンシャフトは、それが氏族、ゲマインデまたは民族において存在したように、構成された。これらの諸団体のあらゆるものの性質をもたらしした特別性は、存続し続け、それらすべてに共通したところのものは、引き継がれた。ゲノッセンシャフト的な平和と法、総体権（Gesamtrecht総有権）と総体義務（Gesamtpflicht総有義務）、独自の裁判権と独自の行政権、理事（Vorstand幹部）の選挙、構成員相互間の平等は、ここでもそこでも承認され、ゲルマン的なゲノッセンシャフトの諸特徴が存在した。しかしゲノッセ

ンシャフトは、一つの全く特定のモメントにおいて成立していた。すなわち、相互的な宣誓 (Eidschwur)、祝祭的な意思表示が、ゲノッセンシャフトを存在へと呼び出したのである。ひとは、それゆえ、その中に、自由意思でない関連の代わりに、合一する紐帯としての結合される人々の自由な意思を認識しなければならず、そして、可能性が確立された後の今からは、計画的な熟考と自由に決められた決定に従ってもまた、類似の諸ゲノッセンシャフトを基礎づけることができた。ひとは、意識的、構成的な諸行為に、自由意思による諸団体に、至ったのである。

このことが起こった時代は、ただ一般的に、〈それは古いゲノッセンシャフトの始まりつつある解体の時代、とくにしかし氏族ゲノッセンシャフトの諸団体の時代であったのでなければならぬ〉、というようにのみ決定されるにすぎない。真の、一見してゲルマン的基礎に基づく諸アイヌングについてのより確かな情報を、我々は、七七年のフランク王国から初めて有している⁽²⁾。すでに以前から、我々には、もちろんギルドについて報告されている。しかし、それによっては、たんに崇拜目的および社交目的のための一時的な会合および未組織のゲゼルシャフト(諸団体)が考えられているか、あるいは、古い自然的なつながりに基づく諸ゲノッセンシャフトがギルドと称されているにすぎない。また、かつてのローマの諸地方においてローマ法の種類のコレীগエン (Kollegien 集団) および諸ソキエテート (Societäten 組合) が、緩慢に減少しつつ⁽³⁾存続した。そして、キリスト教の聖職者の内部で、そして、それとの関連において、世俗人の間においてもまた、ローマ法的な基礎の上に〈相互的な扶助、慈善または宗教的な配慮を目的とした〉⁽⁶⁾個々のより狭い結合を構成することができた。しかしながら、独自の裁判権、ギルドの平和 (Gildfrieden) およびギルド権 (Gilderecht) を前提とする、ギルド的な組織については、全てのこれらの諸団体の中には、何ものも発見されるべきではない。最後に、上位者に対して、または、一定の目的の遂行のために、永続的な結合がその場合に構成されるかどうかが認められることなしに行われた、聖職者たちと世俗人た

ちの間の宣誓 (Verschwörungen) については、前にも後にもしばしば報告されている。⁽⁷⁾

(八〇)

すべてのこれらの、そして、いくつかの他の異教的、ローマ的およびキリスト教的な諸制度および事実的な諸過程の中に、確かに、ゲルマン的なギルドゲノッセンシャフトの成立がそれに結びつくことができ、そして、おそらくは結びついたところの、モメントが存在している。しかしながら、それによつては、ただ外的な関連のみが創られているにすぎない。ドイツ法の自由な団体の形成のための内的な理由は、ギルドの改変へと適合されたさまざまな諸制度の存在の中ではなく、《極めて古い時代以来存在する自然的なゲノッセンシャフトが一部は解体され、一部はもはや必ずしも全ての目的を満足させない場所》で、民族意識の中に生きるゲノッセンシャフト理念に、自由に出された諸形式において一つの新たな表現を付与したところの、民族の自助 (Selbsthilfe) の中に、存在するのである。

それゆえ外的な現われの全ての多様性にもかかわらず、すべての宣誓された諸アイヌングの本質はただ一つのものであった。すなわち、それは、ドイツ民族法のゲノッセンシャフトを、自由意思に基づく団体へと委譲することであった。しかし、とくに教会におけるように、外国の諸制度が外的に継続されたところでは、その制度もまた、極めて速やかにドイツの法思想に対応して変化した。

すべてのギルドは、それゆえ、古いゲノッセンシャフトのように、(人的な共同帰属性の紐帯が結びつけたところの) 相互に平等な人々の団体である。それらは、まさにゲノッセンシャフトであり、その構成員はゲノッセンであり、仲間 (Pares) である。⁽⁸⁾ しかしこの紐帯は、徹底して狭いものであり、ひとが民族法において平等者間で知つたところの、最も内的なものとのみ比較されることができたにすぎない。それゆえひととは、ギルドをブリューダーシャフト (Brüderschaften 兄弟団体) と呼んだ。なぜなら兄弟たち (Brüder) は最も古いそして最も近いゲノッ

センであったからである。この名称は、それが最も意味のあるものであったゆえに、自由意思によるアイヌングの全ての種類に共通に留まった唯一の名称となった。⁽⁹⁾ その名称は、我々に、同時に、それらの本質の認識への一步を導くのである。兄弟たちは個々の諸目的のために結びついていないのではない。彼らの結合は、全人間を把握するのであり、そして、生活のすべての側面に拡がっている。我々が見てきたように、最も古い法の全てのゲノッセンシャフトにおいてそうであった。長い間、そして、重要でない諸修正をともなつて、ほとんど中世全体を通じて自由意思に基づく諸アイヌングにおいてもまた、そうであった。今日、我々は、国家とゲマインデに対する対立において、自由な連合体をただ一定の諸目的のための結合体としてのみ考えることに慣れてきている。しかし民族の青年時代においては、そのような解釈以上に遠い何もものも存在しない。——無限の多様性において切斷される多数のクライスに比較されうる——我々の今日の団体制度は、個人性 (Individualität) のある何らかの部分、何らかの側面をもって、「すなわち」たぶん全くただある一定の限界づけられた財産領域の部分をもつてのみ、ある団体に属し、別の諸部分をもつて別の諸団体に属するという、可能性のうえに基づいている。このことは、それが民族のその後の発展段階において初めて登場したごとき、個人の解放を前提としている。中世のゲノッセンシャフトは「全人間 (den ganzen Menschen) を要求したのであり、その構成員たちは、それゆえ、もともとはや〈ゲノッセンシャフトそのものを全体が部分を含むように含むのではない〉他の団体に属することはできなかった。次第に、なるほどの原則からの例外が許容された。大体において、しかし、この原則は維持され、そして、中世的な連合体 (Association) を特徴的な方法において我々の連合体から区別したのである。⁽¹⁰⁾ 帝国の中に含まれる諸コルポラチオンの大きな多様性にもかかわらず、それゆえ、帝国は、〈それらの中のあるクライスが、他のクライスを囲み、あるいは、いくつかの他のクライスを囲んでおり、いかなるクライスも他のクライスを切斷しないところの〉諸ク

ライスの総体に類似したままに留まった。ギルド制度が、大部分の人々によって認められるかまたは前提とされているように、その最古の姿において（個々の正確に定式化された目的に向けて制限されていたところの）諸ゲノツセンシャフトを知っていたとすることは、（そのようなことが、引き続き諸世紀にとって疎遠であり、ようやく次第に再び発展したものであっただけに）、説明しがたいことであろう。存在する情報の捉われぬ観察は、このことをしかし否定しており、そして、むしろ、最古のゲルマン的基礎に基づくギルドは、直ちに全人間を把握し、そして、全ての人間的な目的のために決定されていたことを確証している。¹² もちろん、しばしば、団体形成への「動機」(Anlaß) を与えた全く特定の需要、および、それに従って、（団体が「とりわけ」それに向けて形成され、たぶんただそれだけに向けてより特殊な諸決定が行われ、または、記載されたところの）全く特定の側面が、存在した。しかし決してこの需要、この目的は、ゲノツセンの本来的な紐帯手段ではなかった。いつでもそれらは、同時に、全てのその他の人間的な共同団体の目的のために合一されており、それらは、今日ただ、いまなお国家およびゲマインデが結合しているように、結合されていたのである。

ゲルマン的なギルドは、それゆえ、同時に宗教的、社会的、道徳的、私法のおよび政治的な目標を有した。後に特別の諸クラスが区分され、宗教的なギルドと世俗的なギルドが、そして後者の間で保護ギルドと営業ギルドがより鋭く区別されたとき、異なる諸領域に属したのは主要な目的だけであった。その一方で、それと並んでさらに長い間、結合は、全てのその他の諸関係において自らを有効に示したのである。

このことをおそらく既にその名称の語の意味が示すように、¹³ 「宗教的な」共同団体として、崇拜の共同団体として、あらゆるギルドは、（彼らに大部分の場合に名称を与え、そして、そのもとでひとが誓約するところの）保護パトロンとしての一人の聖人、¹⁴ および、彼らが維持する特別の祭壇¹⁵ を有した。慈善制度または代行司祭 (Vikarien)、

永久市場および類似物の設置、教会への贈与および寄進、喜捨および巡礼援助、礼拝およびその他の敬虔な諸行為は、団体問題 (Vereinsache) であり、団体目的であった。⁽¹⁶⁾ 死亡した仲間の埋葬のための世話、および、その後の靈魂救済のための世話⁽¹⁸⁾は、総体に課された主たる義務の一つであった。しかし最後に、あらゆるギルドにおいては、(一部は、異教的な供儀食事 (Opfermahle) および葬式食事 (Totenmahle) の思い出において、一部は、キリスト的な愛餐 (Liebesmahle) として、宗教的な性格を保持したところの) 定期的な集會が慣習的であった。この点に、同時に、(ひとがギルドそのものをコンヴィヴィア (convivia 共同生活、宴会) と名づけ、饗宴と無礼講の拡大に反対する立法が登場し、⁽²¹⁾ それどころかいくつかのギルド規約 (Gildestatuten) がほとんどもっぱら祝祭食事の開催と食卓規律に関する諸規定を取り扱った⁽²²⁾) ほどに、しばしば極めて前面に現れたところの、共同団体の「社交的」な側面が存在した。しかし、ブリュエーダーシャフト、ギルドおよびツンフトの祝祭と社交的な集會においては、いつでも、期日の特別の規定、ミサ、祈祷および祈り、宗教的起源をもつその他の慣例を想起させた。⁽²³⁾

しかし、たんに宗教的および社交的な関係においてのみならず、ギルドは緊密に結合されているべきである。生活一般のすべての生起において、ゲノッセンは相互に支えあうべきである。それゆえ、病いを得た兄弟、零落した兄弟、または、困窮した兄弟のために、総体は世話をしなければならぬ。しばしば総体は、彼に義捐金をすら旅行のために与えなければならなかった。⁽²⁴⁾ そこから、多くのギルドにおいて、援助の種類と方法について、および、身体または財産に関する個々の特別の不幸な諸事件のゆえにその援助が保証されるべきである範囲について、より詳しい諸規定が成立した。そのようにして、とくにしばしば、(総体は、難船、水害、火災、窃盗または強盗をとおして被害を受けたゲノッセンに一定の補償を給付しなければならぬこと) が、合意された。⁽²⁵⁾ このため、個々人たちの定期的な寄付が要求されなければならなかった。⁽²⁶⁾ そして、この点のより詳しい規定が不可欠であるように見え

たので、しばしばそのような諸団体においては、財産法的な側面がとりわけ突出したのである。それにもかかわらずこれらのギルドは、我々の保険会社 (Assekuranzkompagnien) のような、純粹の保険団体 (Versicherungsvereine) では決してなかつた。⁽²⁷⁾

また、諸ギルドは、魂と肉体の諸危険に対処するために、宗教、兄弟愛および自己操縦の手段に自らを制限しなかつた。諸ギルドは、公法においてもまた、不正を防止するための諸ケルパーシャフトとして登場した。身体と財産の安全が同様に僅かであり、役人たちが自由の抑圧、および、罰金と土地占有譲渡からの恐喝に、これを妨げる代わりに、熱心に加担した時代において成立したので、それらの諸団体 (Vereine 結社) は、それゆえ、(共同の自助をとおして国家からはもはや保障されない権利保護を達成することを求める) 「保護ギルド」 (Schutzgilder) の性格を受け取らざるをえなかつた。そのため、ロンドンの平和諸ギルド (Londoner Friedensgilden) は、盗まれたゲノッセンに金銭賠償を給付することを目指したのみならず、同時に、盗人の追跡を共同の案件とし、あらゆる個人の義務となし、⁽²⁸⁾ 盗人の殺害に向けてギルド金庫からの賞金を設定し、⁽²⁹⁾ 盗人が逃げ込んだ他所の州 (Shire) における刑罰の援助を要求し、その者の近くに盗人の痕跡があつたところの者の逮捕義務を(その者がその痕跡をさらに追跡することができたことなしに)⁽³⁰⁾ 制定し、そして、たんに刑罰の確定と刑罰の執行に参加したのみならず、犯罪者の没収された財産を、王またはグルントヘルとともに分配をすら行つた。⁽³¹⁾ そしてケンブリッジのギルドもまた、罰金を盗人から要求し、そして、盗人が拒んだときは、盗難被害者に援助を約束した。⁽³²⁾ そして、フランク王国においては、全ての外見に従つて、カールマン (Karlmann) によつて禁止された、盗賊に対抗するギルドは、たんに損害賠償のみならず、自助をもまた意図している。⁽³³⁾ 所有権と同様に、しかしギルドは、あらゆるゲノッセンの身体、生命およびとりわけ極めてしばしば脅かされた自由をもまた、保護した。ギルドは、あらゆるゲノッセンに、

〈ギルドがゲノッセンに、証人および宣誓補助者としてゲノッセンの側に立ち⁽³⁴⁾、そして、あらゆる正当な事柄においてゲノッセンを助ける⁽³⁵⁾、という義務を負ったことをとおして〉裁判所での援助を与えた。それどころか、ゲノッセが犯した許され難いわけではない殺害の場合には、ギルドは、失われた殺人賠償金 (Wergeld 人命金) をゲノッセのためにギルド金庫から支払った⁽³⁶⁾。

もしそのようにしてギルドがその目的の一般性において古いゲノッセンシャフトに等しかったとすれば、ギルドは、その「内部的な有機的組織」との関連においては、古いゲノッセンシャフトにさらに類似していた。それにもかかわらず結合の基礎が別のものであったゆえに、類似性の全ての個々の諸点においてもまた、内部的な概念的变化はこれを避けたに違いなかった。ギルドもまた、〈個々のゲノッセンの権利と義務に対して、全てのゲノッセンの総体に帰属したところの〉総体権と総体義務とから出発した。この総体は、ゲマインデおよび民族におけるように、〈一部は定期的な時期に、一部は特別の招集によって開かれた〉すべての完全ゲノッセンの総会において出現した。完全ゲノッセンと並んで、〈それには婦人や子供たち、後には職人や徒弟たちまたは類似の段階の者もまた、数えられなければならないところの〉ただ受動的にのみ権利を与えられた保護ゲノッセンのクライスもまた、ギルドに属した。ギルド集會 (Gildeversammlung) においては、民族ゲマインデにおけるように、本来の権力は、ゲノッセンシャフト的な諸案件において存した。ギルド集會は、すべてのゲノッセンを把握する特別の〈それゆえ総会そのものにおいて高められることを経験した〉ギルド平和 (Gildfriede)⁽³⁷⁾ の担い手であり、この平和を設定し、維持し、そして、創り出さなければならなかった。ギルドが平和破壊に対して設定した罰金は、それゆえギルドに帰した⁽³⁹⁾。ギルドは、罰金が存在しなかったか、または、許されないものとして現れたところでは、ギルドからの除名を実行した⁽⁴⁰⁾。ギルドによって自由意思で決定された諸規定の内容、および、ギルドによって慣習と由来をとおし

て是認されたものとして認められた慣行の内容は、ギルド法 (Gilderecht) を形成した。そして、それについてあらゆるゲノッセは持分を有し、それを増加しまたは減少する権限は、ただ総体だけが与えられていた。このギルド法が及んだ限りでは、総体が、同時にギルド法の違反と適用のための裁判所であった。総体のもとに、全てのギルド案件、そこにおける議決、および、理事会の選挙の、最上位の管理が存在した。ギルド理事会 (Gildivorstand) は、民族ゲマインデの選挙された裁判官に等しかった。ギルド理事会は、集会和裁判所の招集と指揮、平和命令およびそれゆえ軽い刑罰 (Brüche) への関与、判決と決定の実行、対外的なギルドの代理権を有した。理事会には、同時に、特別のギルド金庫へと流入した罰金と寄付金の取立と管理が帰属した。これらのギルドから、そして、新たに加入する構成員たちによって支払われるべき入会金から、〈全ての人々の利益となるべき〉そして〈敬虔な諸寄進、個々人の扶助、損害賠償などのような本来のコルポラチオンの諸目的にも、祝祭食事、酒宴、および、さらに分配のような共同の便益にも、役立つ〉動的な総体財産 (Gesamtvermögen) が構成された。⁽⁴¹⁾ それと並んで、ギルドは、たいていの場合、集会の家およびその他について、不動産的な総体権 (unbewegliches Gesamtrecht 総有権) を有した。⁽⁴²⁾

すべてのこれらの個々人に対立する総体権および対応する総体義務にとつては、いまやしかし、結合一般にとつてと同様、〈宣誓による誓いまたはその他の表示を⁽⁴³⁾とおして宣言されそして結ばれた〉全てのゲノッセンの自由な意思が最終的な基礎であった。それゆえ関係全体が自由な合意、契約または約束 (Gedinge) とみなされた。⁽⁴⁴⁾ ギルド平和とギルド法は、自ら設定された平和の性質、⁽⁴⁵⁾ 自ら意欲された法の性質を有した。⁽⁴⁶⁾ ギルド裁判所は、そこでひとが和解した仲裁裁判所 (Schiedsgericht) と同じであった。役人の選挙は、ただ代理権の付与にすぎないように思われた。最後に、古いゲノッセンシャフトには知られていなかった〈もともとは《それを総体財産として共同で

利用するための『特別財産の併合以外の何ものをも意味せず、それとはさらに、まさにすでに存在する総体財産について持分を取得しようとする新たなゲノッセンからの加入金の徴収が関連したところの』自己操縦 (Selbstbestimmung) の原則が導入された。⁽⁴⁷⁾ 古いゲノッセンシャフト概念は、それゆえギルドにおいて、なるほど継続したが、しかし豊かにされそして拡大された。

そのように生活能力ある形式において表現に到達して、自由なアイヌングという新たな原則は、たえずより広いクライスへと侵入した。世俗的および教会的な諸権力は、それゆえ同一のものに対してどちらでもかまわないという態度をとることはできなかった。それらは、新たな、私法と公法のすべての領域へと介入する自由な連合体を、禁止又は制限するか、あるいは、そのシステムの中に受け入れざるをえなかった。前者は、フランク王国で起こり、後者は、イギリス王国および北欧諸国において起こった。それゆえここ〔後者〕では自由と支配の妥協が、そこ〔前者〕では封建システムの完全な勝利が生じた。

イングランドにおいては、アエテルスタン王 (Aethelstan 九二五年—九四〇年) のもとで起草されたロンドン平和ギルドの諸定款は、国家団体の中へのアイヌング制度の完全な受容を示している。なぜならそれらは、王国のジェレーファ (gerefa)〔独立の裁判権をもつ地方長官〕およびビシヨッフ (schirewa)〔司教〕によって承認されているからである。⁽⁴⁸⁾ 国家権力は、それゆえ明示的に、その深く介入する政治的有効性へと同意している。⁽⁴⁹⁾ その他のイギリスの諸都市のギルドについても、事情は異ならなかった。⁽⁵⁰⁾ しかしひとはさらに進んだ。ひとは、アイヌングの原理を独特の方法において、〈ひとがギルド類似の団体を組織の最下位の構成部分として構成し、そして、より高位のゲノッセンシャフトの中にギルドの個々の基本原則をもまた持ち込むことによって〉王国自体の建設に適用した。これに関して、事情は、ほぼ以下のとおりである。諸マーゲンシャフト (Magerschaften) 親戚団体が解消され始まっ

て以来、ひとは、(彼らのために責任を負う主人をとおして代理され保証されるということのない)より少数の自由民たちから、(彼らが主人団体 (Herrnverband) に入るか (そのことをひとは土地をもたない者からは無条件にすら要求したのであるが)、または、その他の自由民を、彼らの良き品行と生じてくる事件のための保証人として、彼らを裁判所の前に据えるために任命すること)を要求した。そのようにして、何びとも保証人なしであるべきではないという、権利保証 (Rechtsbürgschaft) についての独特の国家法的な理論が成立した。⁽⁵¹⁾ そのような保証の給付のために、(なるほど氏族ほどには緊密ではなく、しかしマルクゲマインデおよびフンデルトシャフトよりも緊密に結合されていたところの)より古いギルドは、適合し、そして、それらが存在したところでそのような保証の給付を引き受けた。類似の方法において、いまや、その他の方法でもまた、至るところで、権利保証の給付のための隣人的土地占有者の諸団体 (Vereine nachbarlicher Grundbesitzer) が形成された。推測するに、それらの諸団体は、まず最初は、自由な結合体の基礎の上に成立した。後には、しかし、それらは立法そのものによって組織化され一般化され、それらは、国家の本質的な構成部分として説明され、そして、そのような団体に加入することは、あらゆる自由民に対して義務とされた。そのようにしてそれらの諸団体は、次第に、しばしば言及された、あの諸ツェーントシャフト (Zehntschaften) または平和誓約団体 (Friedborgas) となった。そして、それらは、ノルマン朝時代において軽微なる事件のための裁判官の権力をもって装った理事会のもとに、各十人ずつの隣人に居住する男たちを合一すべきであり、そして、犯罪を犯したゲノツセを裁判所の前に引致する義務を負い、違反の場合には、(もし彼らが宣誓をとおして債務と逃亡についての関与から自らを清めることができなかつた場合には)補充的に損害について保証し、そして、罰金を給付しなければならなかつたのである。⁽⁵²⁾ これらの平和保証団体 (Friedensbürgschaften) は、それゆえ、国家そのものによって強制された、(諸ギルドのアナロギー⁽⁵³⁾に従ってゲ

マインデまたはゲマインデの一部をより狭い、一部分氏族団体を代替する法的共同体(Rechtsgemeinschaft)をとおして結合した)ゲノッセンシャフトであった。——しかし、より大きな民族的な諸ゲノッセンシャフトであるフンデルトシャフト(Hunderterschaft)やシャイア(Shire州)もまた、対応する方法においてギルド類似の団体として、(自由な同盟(Verbindung)をとおして創られたが、それでもなお不可欠のかつ強制された)平和ギルドとして、把握された⁽⁵⁴⁾。たぶんこのことをとおして自己管理、そして、そもそもグラーフシャフト組織におけるゲノッセンシャフト的な要素の維持が、可能とされ、そして、大陸の諸フンデルトシャフトと諸ガウの運命から非常に異なる発展の過程がもたらされた。最後に、ひとは、おそらくイングランドの国家全体をもまた、大きな保護ギルドと比較し、全ての自由民を(最上位の主人としての国王のもとに平和と法の維持のために同盟しかつ合一された)宣誓したギルド兄弟たちと比較した⁽⁵⁵⁾。それは(その他の何かあるものにおけるよりも多くゲノッセンシャフト的な解釈の存続とそのヘルシャフト原理との妥協がその中で明らかになるところの)比較であり、イギリスの組織体制史(Verfassungsgeschichte憲法史)はその比較をとおして特徴づけられるのである。

そのようにしてイングランドにおいては、(自由なアイヌングが国家により承認され、しかし同時にこの承認に従属させられたが、さらにしかし、国家そのものの編成においては、全く独特な方法において上から出発する行政のおよび警察的な区分がギルド的な構成と融合され、そして、最後に公共制度全体の解釈の中へとアイヌングの本質についての何ものかが取り込まれたことによって)、アイヌング制度は、その成立から、国家との有機的な関連へともたらされた。ひとは、デンマークにおいてもまた、ギルドを承認した⁽⁵⁶⁾。それらに対して、フランク王国においては、そして、最初はドイツ帝国においてもまた、国家と教会は、自由なアイヌングに最も決定的に反対した。しばしば繰り返された国王の諸命令(Königliche Verordnungen)は、ギルドを抑圧するか、または、そうでない

としてもやはり個々の私法的諸目的に制限すること、とりわけしかしゲノッセンの宣誓による結合を妨げることが試みた⁽⁵⁷⁾。教会の諸法律および公会議の諸決議 (Koncilenschlüsse) は、〈それらが兄弟的親睦 (Verbrüderung) の禁止をとくに無礼講の道德的危険性をおして理由づけることによつて〉同様にしばしば兄弟的親睦に反対した⁽⁵⁸⁾。意識的または無意識的に、しかし、この世俗的な禁止および教會的な禁止の基礎には、ギルド制度の個々の側面に反対する方向のみならず、自由な連合体一般に対する恐れもまた、存在した。なぜなら、教會的序列の担い手たちも、帝国の中で発展する上から由来するヘルシャフトのシステムとあらゆる個々人がある個人に結びつける奉仕のシステムの担い手たちも、極めて十分に、〈彼らを自由に意欲されたアイヌングがそれをもつて脅かしたところの〉更なるしかし確かな危険を感じたからである⁽⁵⁹⁾。しかし、いかなる立法も、時代の理念に抵抗することはできない。団体制度に反対する諸法律もまた、自由なアイヌングが幾倍にもなること、ある一定数の確固とした諸制度へとそれらが発展すること、そして、非常にさまざまに領域へとそれらが浸透していくことを、妨げることとは不可能であった。それらの法律は、ただ対立を深め、そして、一層激しい闘争へと導いたのである。

【以上、第二十六章、終わり】

【以下、第二十六章の注】

注(一) Vgl. bes. Eichhorn, R.G. § 346. Wilda, das Gildenwesen im Mittelalter. Kemble, Saxons I.S. 239 f. Schmid, Glossar v. gegilda. K. Maurer, Ueberschau I.S. 91 f. Waitz I.S. 432 f. Sybel, Entstehung des Königtums S.19 f. Tzschoppe und Stenzel, Urkb. S. 248. Anmerk. Sachsse, Grundl. S. 538. Margardsen, Haft und Bürgschaft bei den Angelsachsen S. 43 f. Rertberg, Kirchengeschichte II.S. 567 f. Münter, Kirchengeschichte I.S. 181 f. Winzer, die deutschen

Brüderschaften des Mittelalters. Gießen 1859. Hartwig. Unters. über die ersten Anfänge des Gildewesens in den Forsch. z. deut. Gesch. Bd. I. S. 136-163. Emen, Geschichte der Stadt Köln I. S. 176 f. 404 f. 531 f. 714. II. 457 f.

注(2) Cap. franc. Pertz I. 37 c. 16におおつて:「何びとも行つたを敢えてしなむ(=抜け駆けをしなむ)のために、ギルドによって相互に共同誓約された宣誓について。別の真実の方法では、火災についてか、難船について、彼らの施しについて、どの様な同意を彼らがするにせよ、何びとも、このことに向けて誓約することを敢えてしなむ(=抜け駆けをしなむ)」。[de sacramentis per gidlonia invicem conjurantibus, ut nemo facere praesumat. Alio vero modo de illorum elemosinis, aut de incendio, aut de naufragio, quamvis conventientias faciant, nemo in hoc jurare praesumat.]。兄弟の親睦についで語るconcilium Namnetense(ケルマンのナムネーテス族の会議)が九世紀に初めて属しており、ケンブリッジとエクスイターにおけるギルドの諸定款(Statuten)が十一世紀に初めて属していることを、ハルトヴァイツ(Hartwig l.c. S. 135, 136.)が証明している。

注(3) ひとがギルド(Gilden)と呼んだものの、スカンジナビアの酒宴(Gelage)と供犠集会(Opferversammlungen)とくに葬式の食事(Todtenmahle)を指す。Wilda, S. 4 f. Hartwig, S. 149 f. Winzer S. 7 f. Vgl. Widukind I. 35 bei Pertz SS.III. 432:「諸都市における会議とすべつの会合および宴会が祝賀されることをひと欲した。」(conclia et omnes conventus atque conviviva in urbibus voluit celebrari)。

注(4) シュミート(Schmid S. 28. c. 16)のメヌのイネ王の諸法律(一九〇年以前)(Ine's Gesetze)におおつ既に言及された、(アヘルフレッド王の法律:c. 27. およびleg. Henr. 75. c. 10)に従って親類の後に殺人賠償金について責任を負うべきであるところの)gegildan(ギルダン)についで、おそらく同様の事情にある。なるほどザックセ(Sachsse S. 538)、ジーベル(Sybel S. 20)、およびヴァイツ(Waitz I. S. 434)は、現在もなお、このギルダンを後世の意味におけるギルドゲノッセン(Gildegenossen、ギルド仲間)と説明している。そのほか、すでに非常に早い時代において自由な諸団体は、たんにすでに存在していたのみならず、すでに立法によって国家の統合的な構成部分と

して取り扱われてきているという見解は、もはや主張者を見出ししていない。もちろんひとはず、その諸法律を非常に異なつて解釈してゐる。フイリップス Philips, Angels. R.G. S. 99, 104, ナントル Kemble I. 239 u. Zöpfl, R.G. § 42 Note 43 は、その点においてすでに後の平和保証団体 (Friedensbürgschaften) を見出しつゝおり、マルクアルトマン Markardsen I.c. Note 28 は、これとの完全な対立におつて、盗賊団 (Diebsbande, hioth) を見出しつゝゐる。マナラー (K. Maurer S. 92) は、ゲギルダンを旅の道連れとして説明し、シユミート (Schmid) (Glossar v. gegildan ゲギルダンの注釈) は、全ての種類の支払ゲノッセンとして、ゲノッセン一般として、説明してゐる。事実、ゲギルタ (gegilda) は、もともと一般に「gefēra」と同様だ、(ゲマインデゲノッセン (leg. Aethelst. II. 20, § 2: 「そのの城に属する人々」 calle the to thaere byrig hyran) につづつゝ、聖職者のゲノッセン (leg. Aethelr. VIII. 24, Cnut I. 5, § 2) につづつゝも、民族ゲノッセンおよび法ゲノッセン (Cnut II. 35, § 1) 一般につづつゝも、戦争ゲノッセン (Cnut II. 77) につづつゝも、あるが、宣誓補助者 (Anh. X. 6) につづつゝも、最後に、全く同様にギルド (gefērscepe in leg. Aethelst. VI. 1, § 1; 6, § 3) につづつゝもまた、用ゐられる(そのの)ゲノッセ (仲間) を意味するものに思われる。そのようなゲノッセンが、しかし、前述の諸法律においてゲギルダンのもとに特殊的に理解されるかは、確定されることが困難である。おそらく最も近い氏族を超えて立つ民族法のゲノッセンシャフトが考えられており、それゆゑ、ヴィルダ (Wilda, Stratrecht I. S. 389) が可能なものとして設定してゐる(そのの) 離れた親類クライス (Verwandtenkreis) が、または、もつと早期の血縁親類団体 (Blutsverwandschaft) に基づくが、しかし、すでにブルクゲマインデまたは地区フンデルテ (Bezirkshunderte) のの移行段階に立つ(氏族の) 独特の殺人賠償金の逮捕[権] (Wergeldsverhaftung) をまだ放棄してない(そのの) ゲノッセンシャフトが、考えられているであらう。

注(5) 礼拝 (sacra) と共同生活 (contubernia) を伴うローマのコレーキオン (Kollegien 同僚団体) の直接の継続は、ブリュダーシャフトとツンフトにおつて見られる。Mone, Zeitschr. Bd. 15, S. 1 f. ローマの制度につづつゝ Mommsen, de collegiis et sodalitatibus Romanorum, を参照せよ。

注(6) Hartwig Lc. S. 157 f.

注(7) 五三八年のオルレアン第三回教会会議、四五年のカルセドン教会会議、六一〇年のランス教会会議、七八九年のアーヘン教会会議のように、さまざまな教会会議(Synoden)が禁止した。上司に対する関係での聖職者たち(Kleriker)の共同誓約(Konjurationen)はすべてである。Hartwig S. 158, 159. しかしカール大帝とその後継者たちのもとで、王国の個々の諸部分における諸謀反(Empörungen)に導いた、様々な宣誓結託(Verschwörungen)もまた、そうである。例えば、786 Annal Lauresh. u. Annal. Naz. Cont. b. Pertz, S.S. I. S. 32, 42; サクセンのステリంగా〔同僚団体、非奴隷下層階級の運動〕Stellinga der Sachsen b. Nihard, hist. lib. 4. c. 2; 圧迫された非自由民の宣誓結託、例えば、Cap. d. 821 c. 7; Pertz III. 230: 「フランドルとメナピスコにおける奴隷たちの共同誓約に「de conjurationibus servorum in Flandris et Menapisco」° Annal. Fuld. a. 848, 866 b. Pertz, S.S. I. 365, 379; Roth, Beneficialwesen S. 377 Note 47.

注(8) それゆえナントの公会議において言う、「それを人々がコンソルチア〔仲間団体〕と呼ぶところの集合体または同輩団体」(collectae vel confratria quas consortia vocant)と。インクランドにおいては、ギルドは、geferscipe (Note 4 [上述、注(4)]) またはsocietas組合 (Lud. civ. Lund. c. 1. § 1)とも呼ばれる。

注(9) すでに八五二年にヒンクマル王Hincmar(下巻)「一般に人々がギルドまたはコンフラトリア〔友愛団体〕と呼んでいる集合団体を」(collectas quas gildonias vel confratrias vulgo vocant)と。後には、保護ギルド(Schutzgilden)も、商業ギルド(Handelsgilden) およびツンフト(Zünfte)も、フラテルニタス(Fraternitates兄弟団体)と呼ばれた。そして、後になって漸くこの名称がより多く宗教的な諸団体に制限されたのである。Wilda S. 30.

注(10) この点において、一二六〇年のバーゼルの庭園師および織物師の証書——Ochs I. 353, 393; Trouillat II. Nr. 75 u. 137. S. 107, 184——によれば、なるほど、その他の諸ツンフト、(とくにおそらく彼らの手工業を営む権利)をもつことは許されたが、ひとは、しかし、本来の主たるツンフトとして、いつでもただ一つのツンフトにのみ属したことは、

「特筆すべきことである。ひとが「この」「ツンフトから」除名されるときは、¹¹彼は必ずしもそれほど固く結び付けられていない。その他のツンフト (ander zunft, den er nit so vaste gebunden ist) ¹²をもまた、喪失した。その一方で、ひとは、主たるツンフトへの再採用の際には、直ちに、後者のツンフトを取り戻した。完全な人格権 (persönliches Recht) を、ひとは、¹³いつでもただ一つのツンフトにおいてのみ有したのである。

注(11) そこで、例えば、ハルトヴィヒ (Hartwig) (26にS.155) は、結合体 (Vereinigungen) がその成立からそれ自体異なる諸目的の追求のために形成されたことを、ありそうにないこととみなし、そして、ただ次第に一つのもとの団体目的に別の諸目的が付け加わったことを原則と認めようとしている。彼は、¹⁴ただ一つの偶然的な結合体¹⁵でのみありうるところの、¹⁶異種の諸目的をもつひとつの結合体¹⁷を諸ギルドの中に見出すほどにすら、赴いている。

注(12) 全く一般的に、それゆえ、カール大帝によって七七九年に禁止された諸ギルドもまた、相互的な宣誓をとおして結合されていた (in vicem conjurantibus 相互の共同誓約をもつて)。ケンブリッジのギルドに入る者は、(Kemble's Übersetzung, Saxons I. 513によれば)「彼は、神のため、そして、世界とすべての兄弟関係のために、最善の権利を有するように彼を支持すべく、¹⁸真実の兄弟関係を保持するであらう」(that he would hold true brotherhood for God and for the world and all the brotherhood to support him that hath the best right.) と宣誓した。一一八八年頃のエールAireにおける友好の誓い (Eid der amicitia) (Wilda S. 148) は、法と慣習がそれを許すところで、全ての事柄において援助の用意があることを、述べた。

注(13) Kemble l.c.:「他の人々と崇拜において分け持つひとりの人」(one who shares with others in worshiping)。Müllenhoff, allg. Monatschrift f. Wiss. u. Liter. 1851. S. 341, Hartwig S. 149.

注(14) Wilda S. 46 f. ベルンCap. a. 789 Pertz I. 68にちがひなく「全ての人々に暴飲の悪が禁止されるべきである。そして我々は、聖ステファヌスによつて、または、我々によつて、または、我々の息子たちによつて、行うところの共同誓約を禁止する。」(prohibendum est omnibus ebrietatis malum et istas conjurationes, quas faciunt per s. Stephanum

aut per nos aut per filios nostros prohibemus.) と言われているとすれば、——ひとは、王および彼の息子たちもまた、推測するに禁止を避けるよう意図におこつて、保護者(パトロン)として選ばれることを認めるのである。

- 注(15) Wilda S. 36 f. Iud. civ. Lund. b. Schmid S. 156 f. c. 8. § 1.
 注(16) Wilda S. 90.
 注(17) Kemble, Saxons I. S. 513. 514. おおけるケンブリッジのギルドの諸定款は、*ノン*である。Kemble, Cod. dipl. Nr. 942. Bd. IV. S. 278. 英訳Saxons I. S. 511 f. における、オルシーのギルド(Orcy's Guild)。ラント(領邦)の外で死ぬ者は、故郷に運ばれ、*ノン*、*ノン*に埋葬されるべきである。
 注(18) Orcy's Guild Lc. Guild at Exeter b. Kemble, Saxons I. 513. Iud. civ. Lund. c. 8. § 6.
 注(19) *ノン* Iud. civ. Lund. c. 8. § 13. *ノン*ケンブリッジ、エクスイター、オルシーのギルド諸定款はさうである。Vgl. Wilda S. 3 f. 26 f. 45.
 注(20) 北欧におこつて*ノン*である。Wilda S. 26. 例せば、一一三〇年のシュレスヴィヒにおける最高の共同生活(*summu convivium*) または誓約された共同生活(*iuratum convivium*)。ドイツにおいては、時折、食事規則(Tafelordnung) または類似のもの。Wilda Lc. "Zeche (規定)" は、これとは反対に、飲酒について問題にするのではなく、あらゆる共同の催事を意味する。
 注(21) Cap. a. 789 in Note 13. Const. Lothar. II. b. Pertz I. 442. Hartwig S. 142. 143. における類似の種類多くの教會的禁止。
 注(22) Wilda S. 27. *ノン*。一一三〇年のグライフスヴァルトにおける商人ギルドの定款はさうである。Cf. ib. S. 121. 122.
 注(23) Wilda S. 27. 37. 45. 122.
 注(24) ケンブリッジのギルドの定款によれば、ラント外で病氣となった兄弟は故郷にすら送還されなければならなかった。Kemble, Saxons I. S. 514. これには、病氣の兄弟のもとでの看護、逮捕からの請け戻しの義務、海難からの救助の義

務、もまた属する。その場合に、この意味において犠牲に供される自己の財産については、総体によつて賠償が給付された。Wilda S. 123, 124. 見よ、Cap. a. 779 in Note 2. [本章の注(2)]をよ。

注(25) 最古のこのような諸規定は、我々に、Schmid S. 156 f. のもとにおける、ロンドンのギルド諸定款——ロンドン市民の諸裁決 (Judicia civitatis Lundoniae) ——の中に保持されてゐる。Cap. 236. を見よ。保証は、ここでは、家畜および奴隷たる人々に關係した。あらゆる物について賠償金が予め確定されていたが、しかし、盜難被害者には盜難防止のための一定の注意基準 (c. 8. § 1) が、そして、犯人の搜索 (ib. § 8 u. c.) が、義務とされており、その懈怠は賠償の喪失を導いた。——類似するのは、Cap. a. 779 (Note 2 [本章の注(2)]) において、宣誓によらない結合とこれらの目的への制限の場合のために許可された諸ギルドの、(フランク王国においては、零落、火災、難船の際の援助のために存在した) 定款である。強盜に對しては、カールマン (Karlmann) が八八四年に禁止した諸結合が向けられてゐた (Pertz I. 553.)。

注(26) Ind. civ. Lund. c. 2: 各人は年に四ペニヒを「我々の共通の窃盜に對して」(to ðre gemæne thearte) と与えるべきである。

注(27) ロンドンの平和ギルドにおいては、それゆゑ、たんに政治的 (引き続く諸注を参照せよ) のみならず、(あらゆるギルドゲノッセ (aelic gesilda geseve 全てのギルド仲間) が死亡したゲノッセの魂のために付け合せのパンを与え、そして、五十の聖歌を歌ひまたは三十夜以内に歌わせるべきである (c. 8. § 6) ことによつて) 宗教的な諸目的をもまた有した。彼らは施物を与えた (c. 8. § 1 a. E.)。彼らは社交的な集會を持った (c. 8. § 10)。彼らは、そもそも、(不正の嫌悪における一致と友好および敵對における一致團結を要求したところの) 道徳的な共同団体であつた (「そのようにただ友好關係のみに、そのようにただ敵對關係のみに」 swā on ānum feondseype, swā on ānum feondseype) (c. 7.)。

注(28) Ind. civ. Lund. c. 2: 「我々すべての者は搜索を共同団体的に有する」と。c. 4: 「召喚を聞くあらゆる者は、ひとが

痕跡を知る限り、追跡および共同騎乗において進んで助けること」。—ギルドは、追跡と平和防衛のより良い組織のために、それぞれ一人の代表者のもとでの十人組団体 (Zehnammervereine) に区分されていた。そして、その十人組団体は、その中の十団体ごとに再び一人の共同団体的な代表者を有したのである (c. 3)。

注(29) *Ib. c. 7*: 盗難の被害者そのものに対してもまた、物の価値のほかに、追跡の労苦が補償される。

注(30) *Ib. c. 8*, §2.3.4.

注(31) *Ib. c. 1*, §1: 半分は王がとり、半分はゲノッセンシャフトがとる。もしそれが証書により与えられた土地 (Buchland) であるか、または、司教の土地 (Bischofsland) であるときは、主人は、半分の部分をゲノッセンシャフト (geferscipe) 同僚団体、societas組合) と共同で有する。

注(32) ケンブリッジギルド *Kemble I*, 513 f.: 「しかしもし無法者がこの救助を無視するときは、全てのギルドは彼らの仲間をして復讐せしめよ。」 (but if the outlaw neglect this boot, let all the gildship avenge their comrade.)。

注(33) このことを、禁止そのものも文言も証明している。Cap. a. 884 b. *Pertz I*, 553: 「我々は、誰かから強奪をした人々に対抗して、一般にギルドと人々が呼んでいる集合体を彼らが作らないように、長老たちと従者たちが仲間の農夫たちに命令する¹⁾を、欲する。」 (volumus, ut presbyteri et ministri comitis villanis praecipiant, ne collectam faciant, quam vulgo geldan vocant, contra illos qui aliquid rapuerint)。それゆえ強盗に対してではなく、強盗犯人たちに対してギルドは立ち上がったのである。

注(34) *Wilda S.*, 57, 78 f.

注(35) 注(12) を参照せよ。

注(36) ケンブリッジにおいてそうである。Kemble *l.c.*, S. 514. コッブでは、規定は「そして全ての人をしてそれに耐えしめよ。もしある人が悪事を犯すときは、全ての人をして同様にそれに耐えしめよ。」 (and let all bear it, if one misdo, let all bear it alike) とどう特徴的な命題をもって導入される。——*Wilda S.*, 45をも見よ。

注(37) Iud. civ. Lund. a. E. S. 168 l. c. フリーゼン語においては *jold fretho* (ギルド平和)。S. Rüstinger *Kiren b. Richthofen* S. 121: 「そのやうにしてもし誰かがギルドシップを争うときは、その者は、第二に、行われた宣誓を書し、そして第三に、平和そのものを害する。すなわち、すべてに先立ってギルド平和を、そして次に民族平和を、そして第三に優越する平和を害する。偽誓をとおして彼は、彼のギルド兄弟やギルド姉妹を困難ならしめたのである。」(sa hwa sa joldskipun fuchte, sa kil hi twam monom beta and thre fretha sellar allera erost theme jold fretho, thet other theme lod fretho, thet thredde theme praepostes fretho, church theme meneth, ther hi eswren heth sina jeldbrotheron and jeldeswesteron)。平和の破壊は、したがってギルド宣誓の違反、そして、それゆえ教会の平和の違反とみなされた。同時に、民族ゲマインデの平和が、ギルドがその一部であったゆえに、侵害された。最初はそして主としては、しかし、ギルドのゲノッセンシャフト的な平和そのものが破られたのである。

注(38) 例えば, leg. Henr. c. 81. § 1 b. Schmid S. 478. Winzer S. 11.

注(39) エクスイターのギルド, Guild at Exeter, Kemble I. 513. ケンブリッジのギルド, Guild at Cambridge ib. 513. 514. 兄弟を撲殺する兄弟は、親類たちの復讐を受けるが、しかし、彼の兄弟権 (Bruderecht) をハボンドで買い戻すことができる。

注(40) オルシーのギルド, Oecy's Guild b. Kemble, Cod. dipl. l. c. S. 278.

注(41) 我々すべての人々の金銭 (Unser Aller Geld) (üre ealra feó) は、jud. civ. Lund. c. 7. における財産を言う。

注(42) オルシーのギルド, Oecy's Guild b. Kemble, Cod. dipl. l. c. S. 277: 「ギルド団体が活動するための…ギルドホール」(the gegyld healle --- than gyldscope to ágenne)。

注(43) 宣誓が必ずしもまさにギルドの概念について本質的なものではなかったことを, Cap. a. 779. が示している。注(2)を参照せよ。

注(44) Iud. civ. Lund. c. 3: 我々が我々の規定において決議し、そして、我々の合意の中に存するところの、すべての

とがなされんがために。c. 8. 85: 約束 (Gedinge) の中にあるように、あらゆる人々は助けなければならない。§6: 我々のギルド団体において彼らの約束が入っている人々の。

注(45) Lud. civ. Lund. c. 8. 89: 我々が加入している平和と契約を顧慮して。

注(46) Orey's Guild Lc.: 「オルシーとギルドゲノッセ〔ギルド仲間〕が…選んだ前文」(tha forword, the Orey and tha gegyidan --- gecoren habbadh)。ロントンの平和ギルドの諸定款は、諸決議 Beschlüsse, (c. 2. 3. 7. 8. 8. 6) および諸定款statutens (c. 8. 8. 1) と名乗っている。

注(47) jud. civ. Lund. c. 2 u. 3におおつてケンブリッジ、エクスイターおよびオルシーのギルド諸定款において、そうである。

注(48) Vgl. jud. civ. Lund im Eingang u.c. 8. 89.

注(49) それにこつては、Schmid, Einl. S. XLVII. をもまた見よ。

注(50) Wilda S. 51-53. それにこつては、いまやもちろん国家は、(国家がやがて金銭と引き換えに与えたところの) 承認を、ギルドの存在の条件とした。

注(51) 権利保証 (Rechtshürgschaft) または権利に向けての存在にこつての保護 (plegium de stando ad rectum) に関して、マウアーMaurer, über die Freipflege. München 1848, Margardsen, über Haft und Bürgschaft bei den Angelsachsen. W. Maurer, Zeitschr. f. deut. R. XVI S. 220 f. Schmid, Glossar v. Rechtshürgschaft. K. Maurer, Ueberschau I. S. 87 f. Waitz I. S. 440 f. を見よ。彼ら全ては、より古い法においては、ただ氏族団体の保証、および、家族、男子と客人のための家父と主人の保証だけが存在したという点において一致している。さらに及ぶ保証システムの発展の種類、時代そして範囲は、これとは反対に、彼らによってもまた、非常にさまざまに説明されている。

注(52) 今のFriborgs平和誓約団体、decennaeブケンナーエ〔十人組〕、franca plegiaフランク的保護、などを取り扱う広範な文献は、まだ、確かな結果に導いていない。もちろんその意味は、leg. Ed. conf. c. 15. 20. 21. 28. 29およびその

後のノルマン的な諸原典に従ってかなり明らかである。いかにしてそして何時、しかし、それらが成立したかは、今日なお争われている。ひとは、なるほど、それらが非常に古い法の諸制度であるというより早期の今もフィリップス Philips とケンブル Kemble によって固執されている見解を、反駁されたものとみなしうるが、しかしながら、それらが始めはノルマン的な制度であるというヴァイツ Weitz とマルクアルドセン Marquardsen によって主張された見解は、同様に基礎づけられないようにみえる。正当にも、むしろシュミット (Schmidt) は、エドガー王の法律 (Edgars Ges. III. c. 6. IV. c. 3. ebenso Aethelr. I. 1 pr.) において規定された一般的な保証 (Verburgung) を、その後クヌート王の諸法律 (Gesetzen Cnuts, II. c. 20) の中で、すでに確定的に保証の目的のための十人組団体 (Zehnmännervereine) (teodhunge) の形式において現れてくるもの、類似の組織の始まりとみなしてゐる。すべの次に Leg. Wilh. I. 25. III. 14 において言及される francplegium (仏文テキスト c. 20. § 3 における francplege) は、明らかに Frithborg (平和誓約団体) と (Leg. Henr. 8. § 1 u. 2 によつて諸フンデルトシヤフトの中でその存在に留意されるべきである) の de cantiae 十人組と同様、まさに同一である。マルクアルドセンの対立する承認は、アンゲルザクセンの時代において言及された領土的な地区としてのツェーレントシヤフテン (Zehntschaften 十人組団体) の説明に基づいている。しかしそのような説明は、Frithborg (平和誓約団体) の隣人的居住をとおして始めて成立したのである。これとは反対に、ヴァイツ (Weitz, S. 447-449) は、ツェーレントシヤフテンの中へとクヌート王によって導入された (それらが保証システムとの関係がなかったとすれば、その導入のために全く理解しうる理由が存在しないところの)、フンデルトの人的な諸部門を見ている。Frithborgs のアンゲルザクセンの起源には、Zopf § 42. VI もまた、賛成してゐる。

注(53) そのような類推は、ヴァイツ (Weitz S. 449. 450) もまた認めるが、しかし、平和誓約団体 (Frithborg) の漸次的な成立をではなく、立法的創造のみを認めている。ザックセ (Sachsse, Grundl. S. 538) が Frithborgs を單純に貧者に (貧者が土地占有をとおして持たなかった) 保証を与えるべきギルドとみなす場合に、そのことは、もちろん支持

したい。ウンガー (Unger's, Gerichtsv. S. 41) の、ギルドが平和誓約団体 (Frithborg) の模倣であったという承

認は、全く誤りである。

注(54) とくにフンデルトシャフテンは、ツェートシャフテンに対して、全く類似の保証団体として現れている。クヌート王の諸法律 (Ges. Knuts I.c.) においてそうである。それによれば、十二歳以上のあらゆる自由民はフンデルトシャフトおよびツェートシャフトへと (on hundrede and on teodhunge) 送られるべきである。それにひきつづいて、Wilh. v. Malmesbury b. Schmid S. 647 und leg. Ed. conf. c. 32. § 2. S. 292. しかしひとは、シールン (Shiren) (Shiren州) そのものをもまた類似のものとみなした。それゆえに leg. Henr. I. c. 6. § 1: 「確かに廷臣たち自身は、ケントウリア〔百人組〕とシテソクナへと区分される。ケントウリアまたはフンドレータ〔百人組〕は、デカニア〔十人組〕またはデキマ〔十分の一〕へ、そして、主人たちのプレーギイ〔従者たち〕へと、区分される。」(ipsi vero comitatus in centurias et sithesocna distinguntur, centuriae vel hundreta in decanias vel decimas et in dominorum plegios.)。明示的にアイメンクとして、フンデルテに対応する Wapentac は、leg. Ed. conf. c. 30 において、「彼らは彼らの武器の接触によって相互に同盟で結ばれた人々であるゆえに、その理由からそのすべての集会はワーペンターク (武装会議) と言われる。」(quod hac de causa totus ille conventus dicitur Wapentac, eo quod per tactum armorum suorum ad invicem confoederati sunt) と説明されている。

注(55) ウィルヘルム王の証書 (Carta regis Wilhelmi b. Schmid S. 354 f. c. 9): 「我々は、前述の我々の王国全体の全ての自由民が我々の王制に向けておよび我々の王国に向けて共同宣誓した兄弟たちであるべきことを、(彼らの勇敢さと能力によって、敵に対して王国のために闘われるべきであること、そして、より勇敢に監視されるべきであること)として、我々の王冠の完全な平和と尊厳が尊重されるべきであること)ができることのために、そして、(正当な裁判と法を指して、確固として全ての方法で王国のために故意なしに、かつ、遅滞なく、行われるべきであること)ができることのために、… 決定した。」(statimus --- ut omnes libri homines totius regni nostri praedicti sint fratres conjurati ad monarchiam nostram et ad regnum nostrum, pro viribus suis et facultatibus, contra inimicos pro

posse suo defendendum, et viriliter servandum, et pacem et dignitatem coronae nostrae integram observandam, et ad iudicium rectum et iustitiam constanter omnibus modis pro posse suo sine dolo et sine dilatione faciendam.)^o leg. Ed. conf. textus Lambardi c. 32. § 5-7 b. Schmid S. 509 (におけるfolcmot「民族の貧民街」に関する報告をもきた見よ:「なぜなら、全ての民衆と世界の諸種族が、毎年そこで、すなわち一年に一回、すなわち五月一日に集まる」と、そして、挫かれない誠実と誓約から、その場所で、一つに向かって同時に(共同誓約された兄弟たちであること)連合するところおよび強固にするところの債務を負うところが規定されているからである。)(Statutum est enim, quod ibi debent populi omnes et gentes universae singulis annis, semel in anno scilicet, convenire, scilicet in capite Kal. Maii, et se fide et sacramento non fracto ibi in unam et simul confederare et consolidare sicut conjurati fratres etc.)^o Ib. c. 32. S. 513:「わが我々の共同誓約した兄弟たちのように王国においで留まること」(et remanere in regno sicut conjurati fratres nostri.)^o

注(56) Wilda S. 53. 94 f.

注(57) Cap. v. 779 (Note 2). (この)は、相互的な扶助のための非宣誓的な団体が許されている。これとは反対に「Cap. a. 805 b. Pertz I. 133. c. 9:「我々にそして一人の固有の長老にそして長老の部下に我々の福利に向かつてでないならば、いかなる他の人にも供託金に於て誠実なは約束されないために、誓約に於て」。)(de juramento, ut nulli alteri per sacramentum fidelitas promittatur, nisi nobis et unicuique proprio seniori ad nostram utilitatem et sui senioris.)^o c. 10:「確かに、誰であらうとするところを敢えてし、そして、どれほどであれ供託金で共謀を固めようとするであらう者は、三重の理由から共謀に於て判決される。…そして、我々の王国においては、いかなるそのような共謀も、保証金によつても、保証金なしでも、行われぬ。」(de conspirationibus vero, quicumque facere praesumerit et sacramento quacunq;ue conspirationem firmaverint, ut triplici ratione judicentur ---. Et ut de caetero in regno nostro nulla huiusmodi conspiratio fiat nec per sacramentum nec sine sacramento.)^o Cap. a. 789 (Note 14注(14)): Cap.

a. 884 (Note 33注(33)). Cap. Lothar. II. Pertz I. 442. Landfrieden Friedrichs I. b. Senckenberg. Sammlung der Reichsabschiede [「ゼンケンベルク『帝国議会決議集成』におけるフリードリヒ一世のラント平和」] I. S. 11 : 「諸市民とその他のならに親族の機会において、そして、市民と市民の間の、そして、人と人の間の、あるいは、市民と人の間の」諸決議およびすべての共同宣誓が行われることを全てのの人々に対して我々は禁止し、そして、過去においてなされた「*我々は無効にする*」(conventicula quoque omnesque conjurationes in civitatibus et extra, etiam occasione parentelae, et inter civitatem et civitatem et inter personam et personam sive inter civitatem et personam omnibus fieri prohibemus et in praeteritum factas cassamus)°。それに次ぐdie Gesetze Friedrichs II. (S. unten 833 以下、第三十三章を見よ。) ならぬ。

注(58) ナムネーターズ族の会議(Concilium Nannetense)とランスのヒンクマル王の勅令(Capitula Hincmars v. Rheims)はなやうである。Hartwig Lc. S. 138. Dekret der Frankfurter Synode v. 794 b. Pertz I. 74 : 「共同宣誓は共謀からはそれらは生ぜず、そして、諸見解が存在するものは、それらは否定される。」(de conjurationibus et conspirationibus, ne fiant, et ubi sunt inventae destruantur)°。Koncilienchlüsse v. 1189, 1326, 1368 etc. bei Wilda. S. 51. Note 1.

注(59) 逆に、この禁止は、ヴィンツァー(Winzer S. 23)が正当にも指摘するように、諸ギルドの「反封建主義的および教会外的な根」を推論させる。

【以上、第二十六章の注、終わり】
【以下、「第二十七章 諸ブリュエーターシャフト(兄弟団体)とギルドの継続的形成」に続く。】

第二十七章 諸ブリュエーダーシャフト（兄弟団体）とギルドの継続的形成

ギルド制度の更なる発展は、ギルドのある側面または別の側面がとりわけまたは最終的に専ら形成されそして拡大されたことによつて、一定の主たる諸部門へのギルド制度の分裂を条件づけた。

最も早期に「聖職者（＝教会）の諸ブリュエーダーシャフト」(geistliche Bruderschaften) と「世俗人の諸ブリュエーダーシャフト」(welliche Bruderschaften) の確かな区別が、個々のギルドにおいて宗教的要素が前面に現れたか、または、世俗的要素が前面に現れたかによつて、登場した。この区別は、なるほど極めて緩慢なものでかつどこでも完全なものではなく、そして、同じ権利をもつて二つの種類のそれぞれに数えられうる諸団体が、中世の終わりに至るまで存在した。大体において、それにもかかわらず、ギルドは、この主たる区別に従つて、分類される。⁽¹⁾

A. 「聖職者の諸ブリュエーダーシャフト」は、中世の最後の諸世紀においては、一つのかなり大きな都市の中にしばしば百に至るまでに（すなわち、ケルンでは八十、リュウベックでは七十、ハンブルクでは百を超えて）存在するほどに拡がった。しかし、それらは、ほとんど全く同一の形式において、すでにはるか早期の諸時代に属している。

これらの諸ブリュエーダーシャフトがそれらの主たる対象として、後にはおそらく排他的な対象としてもまたみなしたのは、極めてさまざまな目的であつた。あるときは、その主たる心配は祭壇の燈火の維持であり、あるときは、教会または教会の一部を良い状態に保守することであり、あるときは、聖職者や修道院の援助であり、あるときは、貧者に対する慈善であり、あるときは、司祭の俸給支給とミサの支援であり、あるときは、困窮ギルドにおけるように、巡礼の促進であり、あるときは、病人の介護であり、あるときは、何らかの他の敬虔な目的または慈善的な目的であつた。いつでもしかし、そして我々が遡れば遡るほど、それだけより高い程度において、これらの諸ブ

リユーターシャフトは、同時に、社交関係の紐帯と、相互の愛を義務づける兄弟関係の紐帯をとおして、全く一般的に結合されていた。それらは、ある一定の範囲において、(固有の法を形成し、罰金を定めかつ徴収し、理事会を選挙し、寄付や贈与から成長した共同の財産を管理し、共同で使用しまたは利益に供し、同時に集会の議場、祝祭ホールおよび酒場に役立つギルドハウスを取得するのがつねであったところの)「法」ゲノッセンシャフト (Rechtsgenossenschaften) でもあった。それらは、それゆえ、極めて本質的に、敬虔な諸目的をもつ(まさにただこのひとつの目的のためにのみ存在する)我々の今日の諸団体から、しかしより多くさらに一部分それらから生じた諸慈善施設 (milde Stiftungen) から、異なっていた。

聖職者の諸リユーターシャフトに属したのは、大部分の場合、兄弟たち並びに姉妹たちであり、そして、採用の場合には、通常、聖職者階級かまたは世俗的階級かは、区別をなさなかつた。それでもしかし、聖職者階級に制限されたリユーターシャフトもまた存在した。もともとそれに属したのは、いわゆる「カーランツギルド」(Kalandsgilden 一日参集信心会ギルド) であつた。それは、(毎月一日に彼らの職務の審議のために、そして同時に共同の食事と礼拝のために、集合するといふ)一定の地区の司祭たちの慣習から生じたものであり、自らをここで高位か下位かに従つて大カーラントと小カーラントとして、カーラントと助任司祭ギルド (Vikariengilde) または類似のものとして、区別し、そして、後には、平信徒 (Laien) にもまた、一部は完全な権利を、一部は議決権なき権利を、許した。⁽³⁾ これらのカーランツギルドは、当然にとりわけ宗教的な目的を有した。しかしそれらにおいてもまた、ひとは、いかにほとんど、一定の定式化された団体目的への制限のことを考えないか、いかにしばしば、ただその時々々の事情に従つて、兄弟になることのある側面または他の側面を自らのために主張するかが、示された。社交的な諸規定が魂の救済のための配慮とともに諸定款の中で混合されているのみならず、兄弟たちに対

する裁判権もまたギルドに付与され、そして、時折、(先ず最初にギルド代表者 (Gildenvorstand, Dechant, Prior) が関わらなかつた場合には)⁽⁴⁾兄弟間のあらゆる訴訟 (Rechtshandel) が禁止されている。フレンスブルクのカーラントは、司祭たちから成っているにもかかわらず、相互の宣誓補助をすら義務となした。⁽⁵⁾例えば、ハンブルクの助任司祭ギルドは、構成員間のパンの分配を本質的な団体目的とみなした。⁽⁶⁾多くのカーラントたち (Kalande) は、最後に、後にはほとんどただ、さらに、蓄積された資本からの豊かな収入の管理と分配のみを取り扱った。⁽⁷⁾そして、ほとんど常に、聖職者たちの諸ブリューダーシャフトは、同時に、上位者たちに対する、そして、あらゆる第三者に対する、彼らの諸権利の防衛を狙って工夫されていた。⁽⁸⁾

B. 「世俗的な諸ギルド」 (Die weltlichen Gilden)、すなわち、宗教的意味が次第にその他の諸目的よりもより多く後退した諸ギルドは、先ず第一に、とりわけその結合体の「政治的」側面、すなわち、「平和ゲノッセンシャフトおよび法ゲノッセンシャフト」 (Friedens = und Rechtsgenossenschaft) を形成した。公権力が所有権をも身体をも適切に保護することができず、完全な自由と独立の土地占有の維持に場合によっては敵対的にすら対立したその時代においては、それゆえ、ゲマインデの自由な土地所有者たちとの間に存在するギルドは、公権力の代わりであれ、公権力に対立してですらあれ、とりわけ「権利保護」の確保のための団体となり、それらは、保護ギルド (Schutzgilden) となつたのである。

I. そのような「保護ギルド」には、(それらの人々のもとで、ラントにおいて未だ存続する氏族の関連が早期に解体されたが、しかしラントの諸関係を狙って仕組まれた古代ゲルマン的なマルク結合体が変化された諸需要をものは満足させなかつたところの)⁽⁹⁾とりわけ諸都市においてともに居住し、彼らの自由な財産を有する、身体的に自由な人々を結合させるのを常とした。そのようなギルドに属したのが、なるほどもともとは都市に居住したマル

クゲマインデの全てのゲノッセン——ひとがそれを後に表現した⁹とき世襲地居住の全市民たち——であったとしても、彼らは、まだ決してゲマインデゲノッセンとしてギルドの構成員であったのではなく、彼らの参加の表明と宣誓により兄弟となることをおとして、そして、ゲノッセンシャフト全体の側からの受け入れをおとして、ギルド構成員となったのであって、その受け入れは、さまざまな理由から拒絶されえたのである。¹⁰

そのような保護ギルドは、あらゆるギルドと同様に、相互に平等な完全な権利を有するゲノッセンから成立し、そして、それらのゲノッセンに、家制度の婦人たちと構成員たちから成る保護ゲノッセンのクライスが関連した¹¹。完全ゲノッセンは、それらの中から（後に時折、援助またはコントロールのために兄弟たちの委員会がこの代表者を助けることになる¹²）一人の代表者（Vorstand）（Meister, Altermann ec.）を選び、そして、この代表者によって招集されるかまたはそうでないとしても導かれた要求された（定時の）集会または要求されない（臨時の）集会において、固有の諸案件と裁判権についての自治、¹³規制および管理を行使した。これらの諸特徴において、それらの宗教的および社会的な秩序において、および、兄弟的な扶助のための相互的な義務においてと同様に、その他のギルドと本質的に同様に組織されて、¹⁴彼らは、その他のギルドから、法ゲノッセンシャフトと権利保護の特別な形成をおとして区別された。対外的にも対内的にも、それらは、それゆえ、法の広範に及ぶ統一体を伴う政治的な諸社団として、登場した。対外的には、ゲノッセンに全ての直接不正ではない問題において味方することは、総体とあらゆる個人々の主要な義務であった。¹⁵それゆえ、兄弟が追求しまたは防衛すべき権利をもつことを欲するときは、あらゆる許された方法において、ギルドは、兄弟を裁判所の前で支持した。ギルドは、同伴、宣誓補助および証言、とりなしおよびその他の援助を、あらゆる兄弟の義務とした。ギルドは、時おり自己の費用で、他所の裁判所に召喚されたゲノッセンに、代表者によって指名された十二人の同伴者をすら与えた。¹⁶ある兄弟が犯した許しうる撲殺

(Todtschlag) を、総体は、兄弟のために殺人賠償金 (Wergeld) を納めることによって、賠償し得ない殺人の場合においては、行為者に逃走の手段を提供することは、少なくとも義務であった。撲殺がギルド兄弟に対して犯されるときは、ギルド全体が、親類たちと並んでまたは全く親類たちに代わって殺人者を告発し、そのためにギルドが時おり罰金の一部を受け取った。

しかしギルド兄弟相互の関係においてもまた、古い保護ギルドの拡張された法ゲノッセンシャフトが示されている。⁽¹⁷⁾ いかなるゲノッセも、彼が予めギルドにまたはギルドによって設置された裁判所に行かなかつた場合には、ゲノッセに対して別の裁判官の前に法を求めてはならないことが、一般原則となつた。すべてのゲノッセンシャフト的な案件において、しかし、ギルドは、眞の裁判権を行使した。とくにギルドは、ギルド平和のあらゆる破壊、ギルド法のあらゆる侵害、ギルド名譽のあらゆる侮辱について、裁判した。それには、しかし、定款またはギルドの処分に対するあらゆる違反、ギルドの諸決議に対する不服従、兄弟の義務の懈怠、集会和食事の際の平和の妨害、兄弟の殺害、傷害、侮辱または良からぬ意図による訪問、兄弟の妻との姦通、または、兄弟の親類に対する暴力、海賊または路上強盜、そして、多くのその他の犯罪が、属した。すべてのそのような諸場合においては、ギルドは、ギルド自身によって設定された刑罰に従つて判決を下した。そして、その刑罰は、それにもかかわらず、決して身体的刑罰または生命的刑罰ではありえず、⁽¹⁸⁾ むしろ、一部は、被害者に対する損害賠償において、一部は、ゲノッセンシャフトおよび(三分の一または四分の一)ギルドの長老 (Altemann) への罰金において存したのであり、しかし、ギルド平和およびギルド法の賠償し得ない破壊の場合、または、ギルドの名譽のための回復しえない損害の場合においては、兄弟団体からの追放を導いた。——ゲノッセンでない者には、ギルドは、その権力と裁判権を拡大しなかつた。ギルドの都市組織との結合の結果において、ギルドには、なるほど時おり僅かな市民たちしか服

さなかつたが、その場合にもしかし、この点において同時にこの市民たちの「保護ゲノッセン」の関係への受け入れが存したのである。

そのような保護ギルドについては、我々には、主として、イギリス、デンマーク、フランスおよびオランダの諸都市から、諸情報が受け取られている。¹⁹⁾ 保護ギルドは、ここでは、本来の都市ゲマインデの成立前に、自らを統治しかつさまさまに特権を与えられた自由なゲノッセンシャフトを構成し、やがて都市そのものの代理人とみなされ、そして、次第にそのギルド組織を都市組織へと導き入れた。ドイツの諸都市においてもまた、しかし、確かに、都市組織の成立前には、〈宣誓したアイヌングに対する絶えず繰り返される禁止が証明しているように〉しばしば類似のギルドが存在した。これらの禁止は、同時に、我々が古い時代からの自由な保護ギルドの存在と組織に関する文書による情報を有しない、という負債を担う(「理由となる」)ものであるかもしれない。ただケルンにおけるリッヒャーツエツヒエ(Richerzeche)については、我々は、確実性をもって、それが〈事実、構成員たちの法と平和を保護しそしてドイツの最古の都市組織の出発点となることに成功した〉²⁰⁾ケルンの古い自由なマルクゲマインデの構成員間のきわめて古い保護ギルドであったということが出来る。シュレスヴィッヒにおいて既に一一三〇年に古いと称された世襲地に居住する市民たち(erbgesessene Brüder)の保護ギルド(Schutzgilde、最高共同団体summunum conviviumまたはHozlagh)が存在したことは、²¹⁾我々にたぶんだだ、それがデンマークとの結びつきのために国家的な承認を享受したゆえにのみ、知られているにすぎない。推測されなければならないように、その他のドイツの諸都市において類似の保護ギルドが、自由な居住者間に、すでに都市の発展の開始前に存在していたとするならば、²²⁾それらは、帝国立法(Reichsgesetzgebung)の意味においては許されない結合とみなされ、承認や諸特権は、それらに関しては問題となりえず、そして、書面による諸定款の起草さえも、これらの理由から行われなかつ

たのであろう。

II. 都市組織の形成とともに、権利保護に向かうギルドの方向はより多く後退した。古いギルドも、その模範に従って新たに形成されたギルドも、いまや主として「共同の利益」(gemeinsames Interesse)のゲノッセンシャフトとして発展した。そして、とりわけ「市民的職業」(bürgerlicher Beruf)の差異に従って異なるこの利益が、いまや社团的編成の基礎となったのである。なるほど今日もまた、ギルドは、生活の全ての諸目的のための団体(Vereine)に留まっており、相互的な扶助のための、宗教的および社会的な共同団体のための、政治的諸権利の行使のための、不正と暴力に対抗するあらゆる個人々の保護のための、共同の財産の利用のための兄弟的結合(体)(brüderliche Verbindung)に留まっている。しかし、その結合の形式と範囲にとって決定的となったのは、このことのすべて以上に、構成員の「職業利益」(Berufsinteresse)であった。

かつての完全市民から生じた旧市民たちの間に、それゆえ次第に、古くからもたらされたギルド、または、新たに基礎づけられたギルドは、「政治的特権の行使と維持のための諸ゲノッセンシャフト」の性格、そして、そもそも都市貴族の階級利益の維持のためのゲノッセンシャフトの性格を受け取った。しかし独立へと開花していく都市の営業によって生きた市民たちの大多数は、彼らの中に存在する兄弟団体または新たに基礎づけられた兄弟団体の諸案件のもとに、共同の「営業的利益」(gewerbliche Interesse)を取り上げ、そして、それを主たる問題とみなした。いまや絶えずより大きな数において成立した諸ギルドは、それゆえ、現在同じ営業を営んだ市民たちだけを合一し、そして、そのとき以降はこのことが連合体の内容と方向をとりわけ決定したことによって、真の「営業ギルド」(Gewerbsgilden)、「それゆえ「経済ゲノッセンシャフト」(Wirtschaftsgenossenschaft)となった。

1. 営業ギルドのもとには、最古の「商人ギルド」または「商人ハンゼン」(Hanssen)が存在した。完全自由の

ゲルマン人たちが諸都市に居住して以来、これらの人々は、依然として彼らの権利の基礎に留まった都市マルク (Stadmark) における土地占有と大商業を一つにすることを始めていた。それゆえ都市の保護ギルドの大部分の構成員は、おそらくいつでもまた商人であったのであり、そして、すでに早期にこれらの商人たちは、商業の促進のための諸規定を定款の中に取り入れること、ゲノッセンシャフト的な財産を商人的利益において使用すること、そして、例えば、貨物集散権 (Stapelrecht)、関税免除 (Zollfreiheit)、商品保護 (Warenschutz)、開市権 (Marktrecht) のような商業特権を社団の権利として取得することを始めていた。取引の増加と自由な商業を営む住民の増加によって、やがて古い保護ギルドは、純粹の商業インヌング (Handelsinnungen) へと移行し、そして、しばしばそのようなものとして都市の組織の基礎となるか、あるいはしかし、次第に古い市民ギルドへと形を変えた保護ギルドと並んで、(商業インヌングが営業経営から後退したのと同じ程度において、その側から共同の商業利益の維持の中に最も主要な団体目的を認めた) 新たな商人インヌング (Kaufmannsinnungen) が成立するか、したのである。それゆえ、ケルンにおいては、リッヒャーツェヒエ (Richterzeche) と並んで (後にいくつかの商人組合に分かれたところの)⁽²⁵⁾ (ブドウ酒兄弟団体 *Fraternitas vini* と名づけられた) 大商人たちの兄弟団体 (*fraternitas mercatorum*) が成立していたように思われる。⁽²⁴⁾ フライブルクやリュエベックのように、フルスト (侯爵) によって、同様に最初から商業地として基礎づけられた諸都市においては、完全市民たちの諸ギルドは、最初からもまた、諸商業インヌングの性格を有した。⁽²⁶⁾ 最後に、商人階級の奴隷から上昇した諸要素もまた、一部は、既存の商館 (Hausen) に連なり、一部は、独自の団体を形成しなければならなかった。⁽²⁷⁾

都市の商人たちのこれらのインヌングにおいては、既に早期の時代において、同時に商業利益と権利保護を追求する諸ギルドが登場し、そこには、増大する取引とともに、外国における同じ都市、地方または言語の商人たちが

集まるのを常とした。しかしたとえ初期のドイツのハンゼン (Hansen) が、ロンドン、ブリュージュ、ウィスビーおよびその他の場所に十二世紀および十一世紀においてすら及んでいるとしても、それでもなお、その独特の発展は商人ギルド一般の発展と同様に、引き続き時期へと初めて帰するのである。⁽²⁸⁾

2. 同じことは、さらに高い程度において「手工業者たちの営業ギルド」(Gewerbsgilden)、すなわち、自由な諸ツンフト⁽²⁹⁾について妥当する。一部分十一世紀まで遡るかも知れないその「成立」だけは、すでにここで二三の言葉をもって触れられなければならない。⁽³⁰⁾

我々が有する最古のツンフト証書は、一一四九年のケルンの証書である。⁽³¹⁾ その中で、裁判官たち、参審員たちおよび最も名望ある市民たちが、ゲマインデの同意に基づいて寝台覆いの織工たちによって設立された兄弟団体を認証している。このブリューダーシャフト(兄弟団体)が営業ギルドであったことは、都市において営業を営もうとする全ての人々がそれに加入しそしてその諸規定に服さなければならない、と言う規定が示している。それは、当時、ケルンにおける唯一のツンフトではなかった。なぜなら、リンネル織工 (Leinweber) が働いた場所は、彼らにそしてリンネル織工のツンフトに共同団体的であるべきであることは確定されているからである。彼らは、すでに一一四九年以前に存在していた。なぜなら彼らは、すでに以前からツンフト手段を(同じ兄弟団体の共同利益のために a *communio bono ejusdem fraternitatis*) ああ乾いた場所〔内陸であるケルン〕に置いていたからである。しかしツンフトの古さについてのみならず、ツンフトの成立の「種類」についてもまた、この証書は、若干の説明を与えている。なぜなら、その証書は、明らかに、ツンフト制度の形成のために協力した「ゲノッセンの自由なアイヌング」と「職務としての手工業のゲノッセンシャフトへの付与」という、二つの異なるモメントを示しているからである。

a. 手工業階級の社团的有機体組織 (Korporative Organisation) の基礎は、以前から自由に意欲された結合(体)であった。それは、一一四九年の証書の中に、すでに明らかに、ゲノッセンシャフトの存在のため、並びに、その組織のための、法的基礎として指示されている。⁽³²⁾ それはまた、歴史的にもツンフトの成立原因である。これに対しては、ひとが(ツンフト制度を、一部は、ローマの基礎に遡らせ、⁽³³⁾ 一部は、教会の諸制度に依拠させ、一部は、警察的な措置から導くこと、を試みた)⁽³⁴⁾ 比較的以前の諸見解を別とすれば、ツンフト制度は莊園法的なインヌングの継続的發展から生じてきている、という既に以上に言及された見解が対立している。それゆえ、それにもかかわらず、事実、極めて多くの自由なツンフトが直接より以前の莊園諸職務を継続し、そして、極めて多くの点において莊園法的な諸要素を保持してきていることが、非常に強調されなければならない。それでもなお、ここからは、ツンフト制度そのものが莊園インヌング制度の継続であることは、ほとんど結果しない。同じ正当性をもってするならば、多くのマルクゲマインデは莊園ゲマインデから成長してきたゆえに、ひとは、マルクゲマインデ制度の根を莊園法の中に置き換えることになってしまふであろう！。

隷属性からではなく自由から、莊園法からではなくこれとの対立物の中に、諸ツンフトは成立した。莊園法的な諸職務ではなく、自由民とくにおそらく商人のギルドやブリューダーシャフトがそれらの模範であった。ところで、グフレラー (Gföhler) が証明しようとして試みているように、⁽³⁵⁾ 隷属的な手工業者と並んで自由な手工業者が存在したことであれ、後になって初めて比較的僅かな自由民が手工業に同意したことであれ、いずれにせよ、莊園法から(たとえ莊園法のすべての諸結果からではないとしても)解放された手工業者たちとの、(たとえ自由において減少されたとしても)自由な諸要素の融合から、自由な手工業者階級が生じたときに初めて、そして、その限りで、至る所で、手工業者の諸ゲノッセンシャフトが形成されたのである。これらの手工業者ゲノッセンシャフトから、

最古のものが、すべての蓋然性によれば、全く莊園法の影響なしに、最も早く（とくに織物工、金細工師などのような）自由でかつ富裕な営業者たちの中で、自由意思による結合から生じたのである。営業ゲノッセンは、推測するに、先ず最初に、兄弟愛と相互扶助という一般的な目的と並んで、主として宗教的および社交的な目標を追求したが、それと並んでしかし諸自由権と所有権の保護にもまた向けられていたところの、ギルドに参集した。しかしそのようにして結ばれたギルドはブリュエーダーシャフトであり、そして、従つて全ての共同の利益のために存在したので、それらは、兄弟たちの同種の營業的利益およびその保護を団体目的のもとに取り上げ、そして、やがて、これらのギルドが営業者たちのもとに全てのその他の人々をも考慮したことのゆえに、圧倒的に營業的なゲノッセンシャフトともなつた。しかしひとたび自由な諸ツンフトが存在すると、莊園法からまだ必ずしも完全には解放されていらない手工業者たちもまた、類似の社团的なアイヌングを求めざるを得なかつた。時として彼らには、次第に、その中に彼らが自己を見出した莊園法的な職務を次第にツンフトへと変化させることに成功したのかも知れなかつた。それゆえ、全く気づかれずに時代の経過の中で、この職務が主人の側からの区別に基づくという思想の代わりに、それがその起源を自由な意思の一致 (freie Willenseinigung) に負うものであるという思想が、生まれたのであつた。しかしもっとしばしば、さらに、全ての推測によれば、主人に対する反対において行われる明示的な構成的行為は、任意の意思に基づく自由なゲノッセンシャフトの全く決定的な開始であつた。（ただだたんに莊園職務の構成員によつてのみならず、同時に他の手工業者たちによつてもまた、設立されそして宣誓された）アイヌング、すなわち、（相互的な扶助、信心および社交を、營業の促進を、しかしまた、既に獲得された自由権の保護とさらなる自由権の獲得を目指す）兄弟同盟 (Bruderverbund) が、締結され、そして、繰り返された禁止と措置が兄弟同盟を抑圧することに成功しなかつたゆえに、主人によつて初めは許容され、最後には承認されるのがつねであつた。

少なくともフリードリッヒ二世の時代に手工業者の諸インヌングが、ヘルシャフト法および荘園法に対する「対立」において、「自由なアイヌング」から形成されるのがつねであったことは、帝国諸法律の諸禁止から結果する。⁽³⁷⁾そして、主人たちと古い自由民たちの側の諸ツンフトの取扱い全体は、初めから、ひとがそれらを独立へと到達する手段として恐れたのみならず、それらの存在そのものもまた、既に獲得された独立性の証拠とみなしたことを認識させるのである。

それにもかかわらず、長い間には、手工業者たちに対して彼らの社団 (Körperschaften) の承認は、(彼らの自由が疑いのないものとなり、しかし自由の中には、ゲルマン的概念によれば、常に同時に、合一する権利 (Einigungsrecht) が存在しただけに)、それだけ一層ほとんど拒絶されなくなった。他方では、諸ツンフトそのものにとつて、彼らのゲノツセンシャフト権の明示的な承認を獲得することが重要な問題とならざるをえなかった。そして、彼らは、都市主人 (Stadtherr) または都市評議会 (Stadtrath) の側の認可 (Bestätigung) およびそれと結合した権利保護のために、自律と自治についての彼らに課されたいくつかの制限にもまた、自らを適合させた。しかし、主人または都市当局の側の認可は、社団的権利の行使にとつて「有益」であったので、それは、これらの社団の本来的に営業的な側面にとつて、別の視点から「不可欠」⁽³⁸⁾ですらあった。そして、我々は、この点において、諸ツンフトの形成の際にも作用した第二のモメントを認めなければならぬ。

b. あらゆる営業とあらゆる手工業は、すなわち、封建組織と荘園組織においては、ある主人に給付された一つの「奉仕」(Dienst)であり、奉仕と結合された諸利益と並ぶこの奉仕の履行は、ヘルシャフト的な「職務」(Amt)または公務 (officium) であった。この理念は、手工業者階級の解放をもっては放棄されず、ただ変更された適用だけを受け取った。働いた手工業者は、いまや、もはや一人の主人ではなく、彼の同市民たち、あるいは、むしろ

る彼らの組織された総体である共同体 (Gemeinwesen) に、奉仕した。一定の手工業の行使は、それゆえ、いまやヘルシャフト的な職務の代わりに「公的な」職務または「都市的な」職務となつたが、しかしそれはまさにひとつの「職務」にとどまつた。手工業は、それゆえ、行使されるためには、都市によって与えられなければならない。ところが都市当局だけがこの点において都市を代表しなければならなかつたかどうか、まず至る所でそうであるように、王の役人または都市主人が手工業の職務を与えなければならなかつたかどうか、その限りでは、ひとは、手工業の権利と義務は与えられた職務であることを、全ての諸事情のもとで固守した。諸ツンフトは、それらが手工業を営もうとするときは、それゆえ、ひとがやがて同様に「ツンフト」、*„インヌング“*あるいは類似の名称をもつて名づけた⁽³⁹⁾ところの職務を自己に付与させるか、あるいは、それらがその職務を有したときは、それらの占有権原を擬制された以前の付与行為に遡らせなければならなかつた。全く一般的に、ひとは、それゆえ個々の手工業職務を、その経営から結果する諸収入とともに、導かれた諸権利として、一種の職務封土と觀念された諸権利として、ゲノツセンシャフトに帰属したその総体権とみなした⁽⁴⁰⁾。そこから、*„アイヌング原則“*だけからは生じなかつたであろう一連の諸帰結全体が結果した。営業的な諸案件および一部分はゲノツセンシャフト的な諸案件そのものにおける諸ツンフトの従属性、営業警察、(代表者の任命、構成員の採用、定款の確定の際に協働するという)都市主人または都市の権利、および、営業的な租税と奉仕は、大部分、(職務封土として手放された手工業についての)上位所有権に比較しうる権利の流出物であつた。とりわけ、しかし、職務理念と「ツンフト強制」の成立が関連した。なぜなら、あらゆる職務が非官吏をとおしての職務権限の行使を排除したので、先ず最初は、都市主人または都市によって任命されていない手工業者は、手工業を営むことができなかつたからである。この職務がいまやたとえ任意の多数者に対してもまた与えられえたとしても、それでもやはり、既に早期に、多くの手工業において、手工業

職務の単独の取得を求める諸ツンフトの努力は、手工業を営むことが許されたあらゆる者にゲノッセンシャフトに加入することが法律上の義務とされる、という成果を有した。⁽⁴⁾ところでしかし、このゲノッセンシャフトは、多かれ少なかれ採用に關して自由に処分しなければならず、それゆえ採用を、事情によっては拒絶し、または、そうでもなくても非常に困難にすることができたので、時おり、インヌングの都市に対してもまた独立した真の独占が成立し、そして、その独占によってインヌングがあらゆる他人の排除を伴った総体として、手工業職務を有した。最後に、それがすべての中世の職務の運命であったように、手工業職務もまた、いつでも多く財産権とみなされ、そして、取り扱われた。そして、そのことは、ツンフトの構成員数の閉鎖、相続制、売買可能性およびさらに地位の分割可能性、他人を遠ざけることのすべての可能な諸規定、要するにツンフト制度の変質の結果として有した。それについては、以下に、さらに詳しく問題とされるであろう。ここでは、ただ、ツンフト制度の本来の成立原因が自由なアイヌングの中に存在し、その独特な形成は、その他の諸アイヌングからの差異において、しかし、主として（そのようにして成立したゲノッセンシャフトに手工業経営が職務として付与される）という理念をおおして基礎づけられたことを示すことだけが問題となったのである。

【以上、第二十七章、終わり】

【以下、第二十七章の注】

注(1) Wilda S. 344 f. Emen. Köln. I. 176. II. 45 f. は、世俗的ギルド、聖職者ギルド、および、混合ギルドを区別している。以下、第三十一章、第四十章をもまた、参照せよ。

注(2) 選挙の実施に關する諸規定と食卓規約は、Wilda S. 364. 365. を見よ。

注(3) Thomassin. Vet. et nov. disc. II. 3. c. 73. § 10. II. c. 76. Wilda S. 352 f. Hartwig l.c. S. 160 f. フリースラントにおけるカーランデン (Kalanden) 日参集信心会) につづいて Richthofen, Rechtsqu. S. 488. 500 f.

注(4) Wilda S. 362. 363.

注(5) Wilda S. 363.

注(6) それゆえギルドハウスと並んで、時折、ギルドのパン製造所(パン屋)が「存在した」。そのようなパン兄弟団体(Brodbrüderschaft)の設立の場合には、しかしハンプルクのニコライ教会の助任司祭たちは、このことは「たんに現在の特典と一時的な渴望されるべき儲けのみならず(従ってやはりいずれにせよそれもまた!)、それ以上に速やかでかつ永久的な諸特権のためにもまた」(non solum (also doch immerhin auch!) pro commodis praesentibus et lucris temporalibus inhiandis, sed magis pro beneficiis celestibus et perpetuis) 行われざる説明(1)にせよ。Wilda S. 356.

注(7) Wilda S. 355. 356.

注(8) それゆえ、例えば、ケルンにおいては、司祭たちの兄弟団体(Fraternitas pastorum)が、彼らの権利と慣習の防衛のために、高位聖職者(Primärklerus)と修道院の聖職者たち(Ordensgeistlichkeit)の干渉に反対して、成立した。それらは、それらの固有の家、文庫、地代と財産を(教会の事柄において同僚牧師に先立つブルデカン(Burdekan)とは異なる)選ばれた代表者(Vorsteher, Kamerärリウスカメラーリウス)のものに有した。Ennen I. 714.

注(9) Wilda S. 62 f.によれば、イングラントは、保護ギルドの故郷であった。そこから保護ギルドはクヌート王(Knut)のもとでデンマークに來た。異説 Winzer, l.c. S. 76-82.

注(10) Wilda S. 74-77. 117-119. 採用の要件は、初めはただ瑕疵のない権利、純粹な品行と汚れない名声のみであった。S. 117. あらゆるゲノッセは、しかし、理由づけられた異論を提出することができた。S. 118. Vgl. Winzer S. 24 f.

注(11) 婦人の諸権利については、Wilda S. 116.を参照せよ。

- 注(12) Wilda S. 119 f.
- 注(13) Wilda S. 94 f. オーデンゼー〔オーデン湖〕のカヌート王のギルド規約 (Skra der Odenseer Kanutsgilde) は、それゆえ「聖カヌート王のギルドにおける我々ギルド兄弟は……通知する。」とはじめている。
- 注(14) 個別の諸点は、Wilda S. 121-124 Winzer S. 24-33, 68 f. 152-158.
- 注(15) それゆえ、既にケンブリッジのギルドの定款は、ゲノッセンシャフト全体はより正しい事柄を有する者に味方するであろう、と言う。
- 注(16) より詳細は、Wilda S. 126-135. オーデンゼーの定款によれば、宣誓補助者はくじをとおして決定され、そして、何ひとつも拒絶することができなかった。
- 注(17) Wilda S. 136-144.
- 注(18) このことを、ヴァルターWilda S. 141-143. は、他の人々の主張に反対して証明している。
- 注(19) Wilda S. 71 f. 145 f. v. v. gamicita in Aire 1188 (一一八八年のエアにおけるアミキティア〔友愛団体〕) (S. 147 f.)、オランダのvredscappen (フレンドシップ)、デンマークのカヌートギルド (Kanutsgilden) (S. 156 f.) は、それぞれも、Winzer S. 28 f.
- 注(20) 以下、第二十九章を参照せよ。
- 注(21) Wilda S. 71 f. 152 f.
- 注(22) それにもかかわらず、Wilda S. 194-220が詳論しているように、例えば、シユバイヤーにおけるHausgenossen (ハウスゲノッセン〔商館仲間])、シユトラスブルクとフランクフルトにおけるStubengesellschaften (シユトウアーメンゲゼルシャフト〔店舗組合]) のような、すべてのかなり古い諸都市の旧市民ギルド (Altbürgergilde) は、都市自由権 (Stadtfreiheit) の成立前に全市民を結合した、かつての完全市民ギルド (Vollbürgergilde) の直接の継続であるということ、証明がたい。以下、第二十九章を参照せよ。

注(23) まさに商業インヌングへと移行しようとしており、そして、同時に緊密に都市組織と絡み合ってきている。そのような保護ギルドの例を、ウィルタ Wilda im Anhang S. 376 f. bes. c. 18-30 における、スロットランドの都市 Berwyck ベルウィックのギルドの定款が提供している。confraternitas der mercatores hansati in Paris (パリにおけるハンザ同盟の商人たちの兄弟団体) は、一二〇四年に初めて言及され、そして、その後の都市組織の基礎となった。Wilda S. 239-244. ロンドンの商人ギルドとその都市組織との関連については、Hülmann, Städte III. 73. Wilda S. 244 f. を見よ。クヴェートリンブルク (Queidinburg) における商人インヌング (Kaufmannsinnung) は、既に九九三年に存在していたとされている。

注(24) Ennen u. Eckertz, Quellen I. 148 f. Ennen, Gesch. v. Köln I. S. 531 f. のギルドは、恐らくすでに、リッビヤー ツェッヒエとともにその年代頃に生じたものであった。

注(25) それは、リッビヤーツェッヒエの織工の暴動の際に援助に來たいわゆる五つの騎士ツンフト (Ritterzünfte) — die gesellschaft van dem yssemart (「イゼール市場組合」), die gesellschaft van der awartzhuys (「アワルツフイス組合」), societias de Wintecke (「ウィンテック組合」), societias de aquila (「鷲(フシ)組合」) として die gesellen van me Himmelrijch (「神国仲間」) である。それらは、リッビヤーツェッヒエと評議会の後見から自由であった。その上、それらは、それにもかかわらずゲノッセンシャフト的な関連を次第しだいに喪失した一般的な商人団体 (fraternitas vini と酒兄弟団体) の構成部分に留まった。

注(26) Wilda S. 231 f. 261.

注(27) この点にシュバイヤーにおけるライン商人 (Lehmann, Chronik IV. c. 13. S. 312)、シユトラスブルクにおける商人バーゼルにおける主人ツンフト (Herrenzünfte) などのような、諸氏族と諸ツンフトの中間段階を形成した、商人ギルドが数えられなければならない。以下、第三十七章を参照せよ。

注(28) 以下、第三十七章を参照せよ。

注(29) 以下、第三十八章を参照せよ。

注(30) Eichhorn, Zeitschr. f. gesch. R.W.I. 420. II. 213; Einl. § 381; R.G. § 312; Hüllmann, Stände III. S. 132 f. Städte I. 314 f. Wilda, Gildenwesen S. 288 f. Winzer, Bruderschaften S. 40-46. Trzschoppe u. Stenzel, Einl. z. Urk. Samml. S. 248 f. Titmann, Gesch. Heintr. d. Erl. I. S. 355 f. Arnold, Städte I. S. 246 f. II. 208 f. Nitzsch, Bürgerth. u. Ministerialität S. 226 f. Heusler, Basel S. 114 f. 124 f. Mome, Zeitschr. Bd. XV. S. 1 f. Wehrmann, üb. Zunftrollen, Einl. S. 1 f. Böhmert, Beitr. z. Geschichte des Zunftwesens 1862 S. 1 f. Ennen, Köln I. 176 f. における様々な見解を参照せよ。

注(31) Lacombl., Urkb. I. S. 251.

注(32) 「ライン地帯W.H.E. による他の地帯に、同じ仕事の住民が褥付(してねづき)座席のクッションの織工たちの兄弟関係を永続する生活の希望のために形作ることは……知られずにはなごりあつた」(Non latet……Rein-zonem W.H.E. ceterosque ejusdem operis cultores fraternitatem textorum culcitrarum pulvinarium pro spe perhennis vitae conformasse etc.)。そのついでに「都市内のすべての織工は「法律上前述の兄弟たちがいつ整頓されたものがそこに存立する」(その)兄弟関係を自発的に属する」(hinc fraternitati, quo jure a supra memoratis fratribus constat disposita, sponte subjiciantur) といふのである。」

注(33) シュトルーフ(Struv)、『ハイネクウス(Heineccius) などはいさむの古い著者たちは、そうである。現在もなお、モーネ(Mone)・前掲。

注(34) マイヒホルン(Eichhorn l.c.)『および』一部分ヒュルマン(Hüllmann l.c.)もまた『さうである。

注(35) Gfrörer, Volksrechte II. 186 f. 194 f.

注(36) それゆえ一四九九年の寝台カバー織工たちもまた、彼らは pro spe perhennis vitae (永続する生活の希望のため)に兄弟団体に結合した、と言っており、『Oeks I. 318. 350 u. Trouillat I. Nr. 393. S. 574. II. Nr. 71. S. 105』における「一四八八年と一四六〇年のバーゼルにおける肉屋と仕立屋の設立証書(Stiftungsurk.) においては、宗教的以外の目的

のためのツンフト金庫のあらゆる利用は、明示的に排除されている。

注(37) 例えば、ゲッティンゲンにおける、一二一九年のフリードリッヒ二世によるロスラル市の特権 (Frid. II. priv. Goslar. d. 1219 b. Göschen) : 「*予らに王の命令によつて、ドイツ人によつてアイヌングまたはギルドと呼ばれているいかなる共同誓約も約束も組合も、ただ貨幣鑄造人たちのそれを別として、存在しないことが、与えられている。*」(praeterea datum est regali praecepto, quod nulla sit conjuratio nec promissio vel societas, quae theutonice dicitur eyrnige vel ghilde, nisi solum monetariorum)。一二三二年の同じ王の命令 (Edict. ejusd. d. 1232 § 2) : 「*予のよびなものはあれ仕事の友愛団体または組合を我々は無効にし、破棄する。*」(irritamus --- et cassamus cujuslibet artificii confraternitates seu societates)。

注(38) それゆえ一二四九年の証書においては最後に、「認可は --- 有効でもなく不可欠でもない兄弟団体には、与えられなす。」(sequitur --- confirmatio non minus valida neque fraternitati minus necessaria) と言う。しかし証書のこの関連からは、認可のこの「不可欠性」は、すでに「先だつて」存在している兄弟関係 (fraternitas) そのものの存在に關係するのではなく、それに付与される織物業の排他的な経営の権利に關係している。すなわち、「織工の仕事のすべての住民たちのために、確かにこの理由から、認可を受けること、云々」(confirmatam suscepisse hac videlicet ratione, ut omnes textorii operis cultores etc.)。

注(39) ひとは、それゆえツインヌング、ツンフトなどが付与され、または、付与に係らせられる至る所で、それによつて、アイヌング権 (Einnungsrecht (Konzession)) が考えられており、従つて、ゲノッセンシヤフトはその存在のために国家的な免許 (Konzession) を必要とするという原則が設定される、と考へてはならない。むしろ原則としては、それによつて、ただインヌングの「職務」(Innungsamte)、すなわち、営業経営の権利のみが考えられているのである。例えば、エミンングハウス Emminghaus S. 24 のもよほの、(その中で、すでに彼らのゲノッセンシヤフトの代表者以外のあらゆる役人から解放されていたマクデブルクの靴屋ツンフト (Jus et magistrerium sutorum [靴

製造業者の権利と指導)にその慣習法が確認されている)一一六四年の大司教ヴィヒマンの証書 (Urk. des Erzb. Wichmann v. 1164 b. Emminghaus S. 24) : 「インニンゲと呼ばれるその権能に関係者として存在する全ての人々の意思によるのでなければ、他所の人々は作られた彼らの成果を市場には提供しない。」 (ne alicgenae opus suum operatum ad forum non deferant, nisi cum omnium eorum voluntate, qui juri illo, quod Inninge vocatur, participes existant)。⁵ それゆえブラウンシュヴァイクのアルト＝ヴィイクのための証書 (Urk. f. Alt = Wyck zu Braunschweig) においてもまた、Innungインヌングの語は、⁶ 売ることの感謝 (gratia vendendi) とすべしと説明されている。Tittmann l.c. S. 356.

注(40) 大司教ヴィヒマンの特権において、注(39)において引用された諸語の後に、さらに次の「彼らは、そのように承認されるべきことに向けてマグデブルクの司教に(彼らのマギスターが提示するであろう)毎年ニタラントを支払う。」 (Itaque ad recognoscendum se annuatim Magd. episcopo duo talenta solvent, quae magister eorum presentabit.)⁷ と言っているとするれば、それは、まさに、そのために認証料 (Recognitionsszins) が支払われるところの職務の正当性 (jus quod dicitur Inningeインニンゲと呼ばれる権利) についての司教の上級所有権 (Oberigentum) である。ここでは、ツンフトは総体権としての職務を有することもまた、既に完全に明らかである。なぜならツンフトは総体として租税を支払うべきであるからである。個々のゲノッセンは、この総体権の関係者である。「インニンゲと呼ばれるその権利による関係者たち」 (juri illo quod Inninge vocatur participes.)

注(41) 一一四九年ケルンの織工について、一一六四年マグデブルクの靴屋について、そうである。

【以上、第二十七章の注、終わり】

【以下、「D. ゲマインデゲノッセンシャフトへのアイヌング原則の採用からの都市共同体の成立 第二十八章 都市自由の成立に関するさまざまな諸見解」に続く。】

D. ゲマインデゲノツセンシャフトへのアイヌング原則の採用からの都市共同体の成立

第二十八章 都市自由の成立に関するさまざまな諸見解

アイヌングの思想がするようにして既に〈奉仕理念がそこにおいてその最も豊かな開花を果たした〉時代において多くの自由意思による諸ゲノツセンシャフトを創造したとすれば、その思想は、この時期の最後の二世紀において、それが個々の優遇されたゲマインデゲノツセンシャフトを自由な市民団体 (Bürgerschaften) へと組織変更することによって、「都市のゲマインデ制度」において、〈法と組織の継続的形成のために予期しえない重要性を獲得したところの〉新たな団体形式をもたらした。

中世の都市自由 (Städtefreiheit) の起源に関しては、まだ完全な光が行きわたっていない。個々の点に留まっている疑いにもかかわらず、しかし、都市自由がそこから生長した基礎的な諸要素が指摘される。その基礎は「古代ゲルマン的な自由なゲノツセンシャフト」であった。しかしそれが都市ゲマインデとなったのは、「自由なアイヌング」という新たな思想を自らの中に取り上げ、そして、マルクゲマインデ原則とともに一つの統一体へと融合させることをとおしてであった。

このことをドイツの諸都市のために——なぜならただこれらドイツの諸都市だけが問題とされるべきであるからであるが——ある程度明らかにするためには、都市自由の成立史へのより詳細な立ち入りを必要とする。初めから、ただ、ここで主張されるべき解釈に対しては、とくに、二つの相互に全く対立する見解が対立することだけが指摘されうるであろう。

1. より古い見解は、ローマの都市組織の直接の存続を諸都市の中に認めた。⁽¹⁾ その見解は、その後の諸観念をとおして完全に除去された。⁽²⁾ 初めに開花したイタリアの諸都市において、さらにはフランスおよびスペインの諸都市

においては、古いムニキピウム (municipium) との純粹に外的な関連以外の関連は、証明しえない。⁽³⁾ いわんやローマの国民性そのものが消滅したドイツの土地におけるローマ人の諸都市においては、そうである。場所と城壁、名称および称号以外の何ものをも、これらの諸都市は、中世へと伝えていない!。個々の諸制度よりもさらにもっと僅かにしか、諸都市は、ひとがおそらくさらに主張しようとするように、⁽⁴⁾ それらの組織の「基本理念」を、ローマの諸都市から借用していない。それらの形成の原則と形式は、両者ともゲルマン的であった!。

2. 一つの別の見解は、なるほどドイツの諸都市制度の基礎をゲルマン法の中へと置いているが、しかし自由の中にではなく、「奉仕法」(Dienstrecht) または「莊園法」(Hofrecht) の中においている。一つの主人への従属性は、すべての都市住民を一つのゲマインデに結合し、そして、それをとおして初めて、一つのゲマインデから次第に自由な市民団体 (Bürgerschaft) が成長したとされている。⁽⁵⁾ それによるとすれば、それゆえ、古代ゲルマンの民族的なゲノツセンシャフトと都市ゲマインデとの間の直接の関連は存在しないことになるであろう。この見解もまた、支持しがたいのである。⁽⁶⁾

もちろん——ケルン、マクデブルクおよびトリアという——三つのドイツの諸都市においてのみ、完全に自由なゲマインデが司教のヘルシャフトの時代においてもまた維持された。しかし、まさにこれらの諸都市は、そこにおいて都市的な組織の理念が始めてドイツにおいて成長したところのものであった。そして、その他の司教の居住する諸都市においては、市民団体の核心は、全ての蓋然性によれば、同様に、(ただ時おり都市を越えて拡がる司教の裁判官職 (Vogt) をとおしてその自由権の一部を喪失したが、しかし完全自由と真正な所有財産を求めるそれらの要求はいつでも自らに意識されて留まった) 古い自由なゲマインデであった。それらもまた、ヘーゲルが表現しているように「新たな」自由を獲得したのではなく、「古い」自由を再び創造したのである。至るところで、

もちろん市民団体は、次第しだいに解放された莊園法的な諸要素を自己の中に取り入れたが、しかし市民団体は自らをそれらの諸要素に同化したのではなく、それらの諸要素が市民団体に同化したのである。従つて、この混合をとおしては、古代ゲルマンのゲノッセンシャフトとの市民団体の法的連続性は、最小部分においても接触することはなかつた。最後に、後には、王の諸都市およびフルストの諸都市におけるように、諸市民団体は実際に莊園法的なゲマインデから生じた。なぜなら、諸市民団体は、それらがより古い諸都市を模範としたことによつて、その組織の形式および諸基本概念を莊園法からではなく、自由なゲノッセンシャフトの法から取つたからである。そして、市民団体にそのための能力を与えるために、たんに先行する自己の解放のみならず、ラントからの自由民の移住をとおしての強化をもまた、必要とした。莊園法の發展ではなく、古い自由なゲノッセンシャフトの拡大されそして豊かにされた民族法をとおしての莊園法の駆逐が、そのようにして司教の諸都市に先ず最初に現れるであろうところの、我々の都市の發展の内容であつた。

【以上、第二十八章、終わり】

【以下、第二十八章の注】

- 注(1) Moritz, Kindlinger, Bodmann, Gemeiner (Ueber den Ursprung der Stadt Regensburg und aller alten Städte. 1817), Eichhorn, Zeitschr. f. gesch. R.W. I. S. 247, II. S. 193 f. Gaupp, über deutsche Städtegründung (1824; 現在異説 Stadtrechte S. 5-11), v. Dönniges, das deut. Staatsrecht 1842. I. 246. 註 566-567 及び 568。—— 以下にシヤート・Schaaß, Geschichte des rheinischen Städtebundes (1843) は、至る所に古代ローマの執政官、元老院議員、護民官および古代の断面における自由諸國家、を見出してゐる。I. S. 30, 41, 42.

注(2) ヲヘンHillmann, Statwesen II, S. 262 f., Stande S. 470; Wilda, Gildenwesen, Hegel, ital. Stadte II, S. 391 f.; Allg. Monatschrift, 1854 S. 161-165, 696-703; Arnold, Freistadte I, S. 128 f.; Wattenbach, Deutschlands Geschichtsq. im M. A.S. 24 f.; Emen, Koln I, S. 126, 127.

注(3) サヴィニー (Savigny) に反対するベーンマン = ホルヴェーク Bethmann = Hollweg, Ursprung der lombardischen Stadtfreiheit, 1846, S. 1-60; ヲヘン Hegel II, S. 49 f. を「*ユング*」 ヲヘン ib. S. 323 f., 335 f. *über franzosische und spanische Stadte* を「最後に、自らを完全にドイツの研究の上に支え、そして、自らを全く「ローマの諸国における都市自由のローマ的起源に関する」フランスの著者たちの今日もなお支配的な諸見解に力を込めて反対しよう、オルヴェール Hauleville, *histoire des communes lombardes*, 2 Bde. を「参照せよ」。

注(4) 例えば Zofl, R.G. 8.55, VI, 44, *ユング*。

注(5) ヲヘン Nitzsch, Ministerialtat und Burgerthum im 11. und 12. Jahrh. Leipzig, 1859, 44, *ユング*である。ケルン以外の諸都市に「ユング」は Hegel, allg. Monatschr. 1854, S. 157 f. Leo, Vorles. III, S. 262 f. Lambert, deut. Stadteverfass. im M.A. Halle 1865 (Bd. I. u. II)。*監察官制 (Censualitat) と廷臣制 (Ministerialtat)* の上に市民階級の発展全体を構築する最後の著者「ランベルト」の一部分極めて疑わしい叙述は「詳しくは顧慮されえない。それは「対立する諸見解をしばしば、ただ、それらは「笑うべき革命的空想」である (Z. B.I. S. 100) という主張をもって反論し、自己自身をしかし「自由諸国家はただ「老衰し死滅した諸民族においてのみ、登場する (so I. 131)」、それゆえそれらの諸民族にとつては都市自由全体もまた「古代の共和制的なカリカチュアの自由、(II. 308) と同様に墮落として現れる」という極端な命題への偏愛をもって支えている、純粋な党派的書物である。監察官 (Censuales) と廷臣たち (Ministrialen) は「ランベルトによれば、なるほど自由民だが、自治権なき臣下であり、後に彼らの「正当な主人」から「厚顔な傲慢さ」、「無恥の「そして「貪欲な、「不遜」と「略奪欲」から、「叛乱」をとおして都市の政府を奪い取ったのである。このそして類似の豪語 I. 63 f. 98 f. 104, 131, 200, II. 2, 46 f. 77, 78, 80, 85, 91, 98, 107, 117 f. 119, 120, 234, 241.

262, 281. を参照せよ。反対の党派の立場からバルトホルト (Barthold) は、自らをしぼしぼ潤色に導いている。

注(6) これに反対するのは、とくに、アイヒホルンEichhorn、ガウプGaupp、フォン・フュルトv. Furt、フォン・ランツォルレv. Lanzolle、ヴァイルダWilda、レーホルLöher、バルトホルトBarthold、一部分、ヘーゲルHegel、とくにしかし、アルノルトおよびホイスマーArnold u. Heusler、である。

【以上、第二十八章の注、終わり】

【以下、「第二十九章 古い司教の諸都市における都市自由の成立」に続く。】